

# 第一部 証券情報

# 第1 募集要項

## 1. 新規発行債券

銘柄	第6回国際協力機構債券	債券の総額	金20,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金20,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成22年12月2日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年2.098%	払込期日	平成22年12月15日
利払日	毎年6月15日 及び12月15日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成42年12月13日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成23年6月15日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月15日及び12月15日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成42年12月13日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得予定格付：	AAA	
	格付機関：	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日：	平成22年12月2日	
	取得予定格付：	AA	
	格付機関：	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス	
	取得月日：	平成22年12月2日	

<p>摘 要</p>	<p>1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2. 募集の受託会社  (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。  (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。  (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。  (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。  (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成22年12月2日付第6回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。  (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3. 期限の利益の喪失事由  本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。  (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。  (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。  (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。  (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告  前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法  (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。  (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示  当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。  ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。  ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。  ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社の本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,000 百万円	
	メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	10,000	
	計	—	20,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

## 3. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	90 百万円	19,910 百万円

### (2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,910 百万円は、平成 22 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

債券内容説明書（案）

平成 22 年 12 月 1 日現在

## 第 6 回国際協力機構債券

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」といいます。）において記載する「第6回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券及び本説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構及び平成20年10月1日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、旧JBICの財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧JBIC法」といいます。）第40条第1項の規定に基づき、旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第193条の2第1項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本説明書において併記しています。

#### 本説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構  
資金・管理部 市場資金課  
電話番号 東京 03 (5226) 9279

# 目 次

<b>第一部 証券情報</b> .....	1
<b>第1 募集要項</b> .....	2
1. 新規発行債券.....	2
2. 債券の引受け及び債券に関する事務.....	5
3. 新規発行による手取金の使途.....	5
<b>第二部 発行者情報</b> .....	6
<b>第1 発行者の概況</b> .....	7
1. 主要な経営指標等の推移.....	7
2. 沿革.....	9
3. 事業の内容.....	10
3-1. 当機構の概要.....	10
3-2. 当機構の業務内容.....	15
3-3. 当機構の財務.....	24
4. 関係会社の状況.....	30
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	30
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	30
5. 職員の状況.....	32
<b>第2 事業の状況</b> .....	33
1. 平成21年度の事業概要.....	33
2. 対処すべき課題.....	36
3. 事業等のリスク.....	43
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	53
4-1. 平成22年度上半期決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	53
4-2. 平成21年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	58
4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度法定財務諸表（概要）.....	63
4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表（概要）.....	67
4-5. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について.....	73
5. 経営上の重要な契約等.....	74
<b>第3 設備の状況</b> .....	75
1. 設備投資等の概要.....	75
2. 主要な設備の状況（平成21年度末）.....	75
3. 設備の新設、除却等の計画.....	75
<b>第4 発行者の状況</b> .....	76
1. 資本金残高の推移.....	76
2. 役員の状況（平成22年12月1日現在）.....	77
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	79



<b>第5 経理の状況</b> .....	81
1. 当機構の財務諸表.....	81
1-1. 平成22事業年度上半期財務諸表.....	82
〔独立監査人の中間監査報告書〕 .....	82
〔監事意見書〕 .....	83
〔財務諸表〕 .....	84
1-2. 平成21事業年度財務諸表.....	114
〔独立監査人の監査報告書〕 .....	114
〔監事意見書〕 .....	117
〔財務諸表〕 .....	120
〔事業報告書〕 .....	236
〔決算報告書〕 .....	265
1-3. 平成20事業年度財務諸表.....	270
〔独立監査人の監査報告書〕 .....	270
〔監事意見書〕 .....	273
〔財務諸表〕 .....	276
〔事業報告書〕 .....	376
〔決算報告書〕 .....	404
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠） .....	409
2-1. 平成20年度財務諸表.....	410
〔財務諸表〕 .....	410
2-2. 参考情報.....	424
附属明細書（平成20年度） .....	424
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠） .....	440
3-1. 総括（平成20年度及び平成19年度） .....	441
〔独立監査人の監査報告書〕 .....	441
〔財務諸表等〕 .....	442
3-2. 国際金融等勘定（平成20年度及び平成19年度） .....	468
〔独立監査人の監査報告書〕 .....	468
〔財務諸表等〕 .....	469
3-3. 海外経済協力勘定（平成20年度及び平成19年度） .....	495
〔独立監査人の監査報告書〕 .....	495
〔財務諸表等〕 .....	496
<b>第6 発行者の参考情報</b> .....	515
1. 発行者の参考情報.....	515
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	516
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	524

注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成21年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）末現在のものです。

注2：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧JBICの財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書25ページをご参照ください。

注3：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注4：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧JBICが融資・出資等について決定することを指しています。

注5：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注6：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注7：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に平成20年10月以降の当機構を「新JICA」と表記する場合があります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト

欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア、ロシア
--------	--

# 第一部 証券情報

# 第1 募集要項

## 1. 新規発行債券

銘柄	第6回国際協力機構債券	債券の総額	金●百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金●百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成●年●月●日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年●%	払込期日	平成●年●月●日
利払日	毎年●月●日 及び●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得予定格付：	AAA	
	格付機関：	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日：	平成●年●月●日	
	取得予定格付：	AA	
	格付機関：	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス	
	取得月日：	平成●年●月●日	

<p>摘 要</p>	<p>1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2. 募集の受託会社  (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。  (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。  (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。  (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。  (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成●年●月●日付第6回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。  (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3. 期限の利益の喪失事由  本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。  (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。  (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。  (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。  (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告  前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法  (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。  (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示  当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。  ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。  ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。  ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 百万円	引受けの条件
	野村證券株式会社 メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都中央区日本橋一丁目4番1号	未定	未定
	計	—	●	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

## 3. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●●●●●百万円	●●●●●百万円	●●●●●百万円

### (2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●●●百万円は、平成22年度中に、全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。



## 第二部 発 行 者 情 報

# 第1 発行者の概況

## 1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成17年度から平成21年度までの経営成績は、以下のとおりです。

### 独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注1)	平成21年度
経常収益	167,730	168,103	153,146	285,126	487,108
経常費用	166,834	162,212	157,900	191,784	296,712
経常利益又は経常損失(△) ※1	896	5,891	△4,754	93,342	190,396
臨時利益	1	1	7	33	25
臨時損失	41	99	16	67	640
当期総利益(注2)	855	5,793	39	93,334	189,971
資本金 ※2	88,508	88,508	83,333	7,474,189	7,601,489
純資産額 ※3	83,894	87,071	74,467	8,053,953	8,369,117
総資産額	113,543	112,648	106,753	11,177,362	11,311,885
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,224	2,156	1,316	△32,408	△127,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,780	△3,503	2,306	△75	22,037
財務活動によるキャッシュ・フロー	△169	△252	△5,458	83,033	127,054
資金期末残高	6,862	5,192	3,162	57,671	78,635

(注1) 平成20年10月に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、平成20年度は25百万円、平成21年度は190百万円を計上後の金額であります。

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

参考として、平成20年10月1日付で当機構が承継した旧JBIC海外経済協力勘定の平成17年度から平成20年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

**海外経済協力勘定(旧JBIC)**

(単位：百万円)

決算年月	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注2)
経常収益	687,991	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	54,738	139,402	182,333	9,806
資本金	7,065,644	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計(注1)	7,231,707	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	4,020,220	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	10,000	-	-	-
総資産額	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,428,913	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	152,798	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額(%) (注1)	64.12%	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計(%) (注1)	0.76%	1.85%	2.31%	0.12%

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注2)平成20年度は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月となっております。

## 2. 沿革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
昭和 29 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
昭和 36 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
昭和 37 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
昭和 38 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
昭和 40 年 4 月	日本青年海外協力隊（JOCV）：現青年海外協力隊発足	
昭和 41 年 3 月		OECF 初の円借款供与（対韓国）
昭和 49 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立	
昭和 62 年 9 月	国際緊急援助隊発足	
平成 11 年 10 月		日本輸出入銀行とOECFの統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足	
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
平成 19 年 5 月		円借款供与国数が 100 カ国到達
平成 19 年 6 月	青年海外協力隊、派遣隊員が 3 万人突破	
平成 20 年 10 月	10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力）と、外務省の無償資金協力を承継、新 JICA 発足。（旧国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継。）	

### 3. 事業の内容

#### 3-1. 当機構の概要

##### (1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

##### 【参考】新 JICA 発足までの経緯

平成 18 年 5 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行政改革推進法」）成立
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立
平成 20 年 10 月 1 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行 同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務） 及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継

当機構の目的としては、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

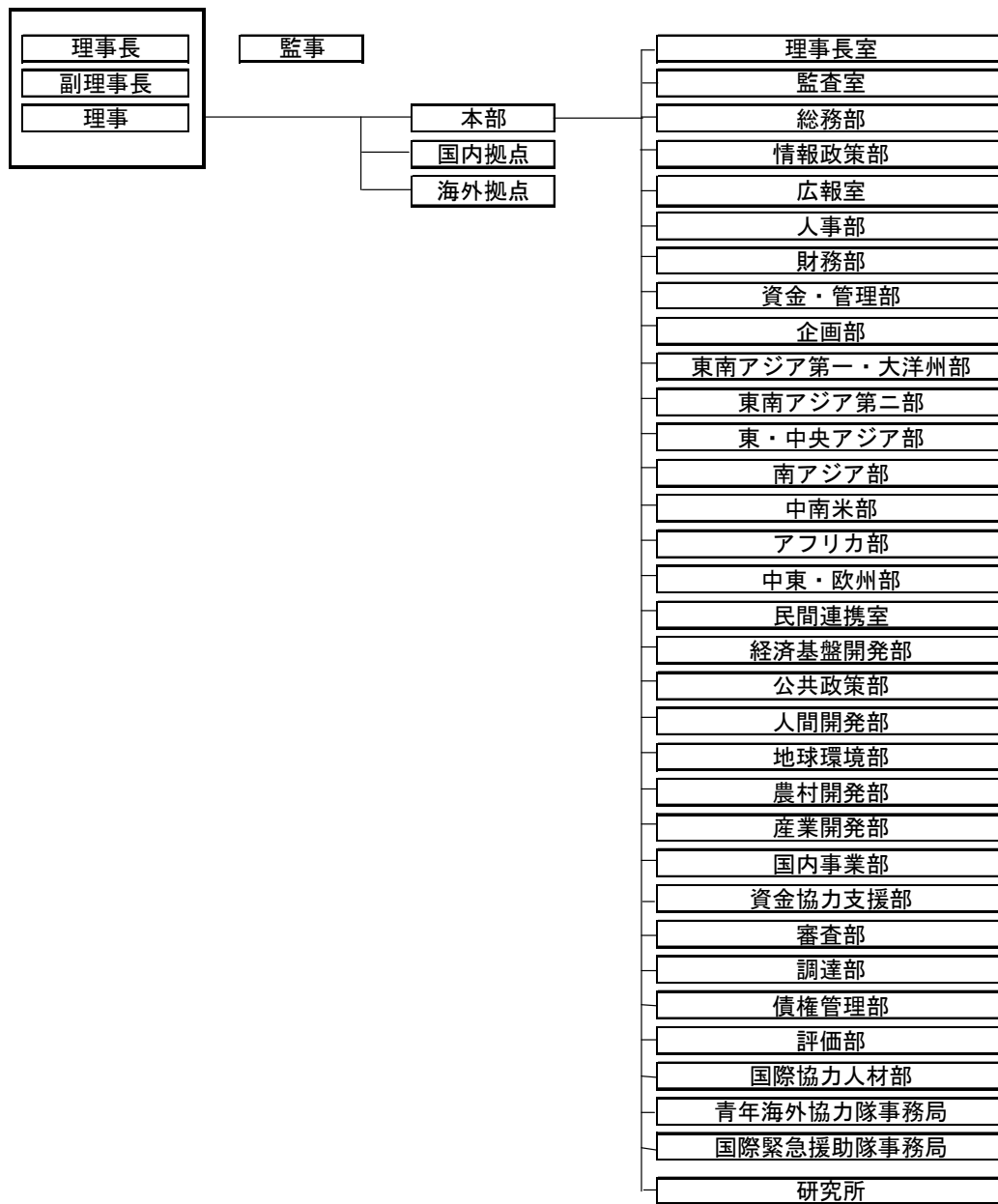
##### (2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 22 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,601,489 百万円です。

(3) 組織図（平成 22 年 11 月末現在）



#### (4) 日本政府との関係について

##### ① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

##### ② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

##### ③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

##### ④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

##### ⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

##### ⑥ 財務面での政府関与

###### (i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

- (ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）
- (イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によることとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

## (ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約をすることができます（JICA 法第 34 条）。

## (iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり（JICA 法第 33 条）、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

## (iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

## (5) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

## (6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフの研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも共同して援助方針の調整等を行い、開発途上国の開発計画づくりに協力しています。他ドナーとの関係も、国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）、及び、二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、英国国際開発省（DFID）、ドイツ



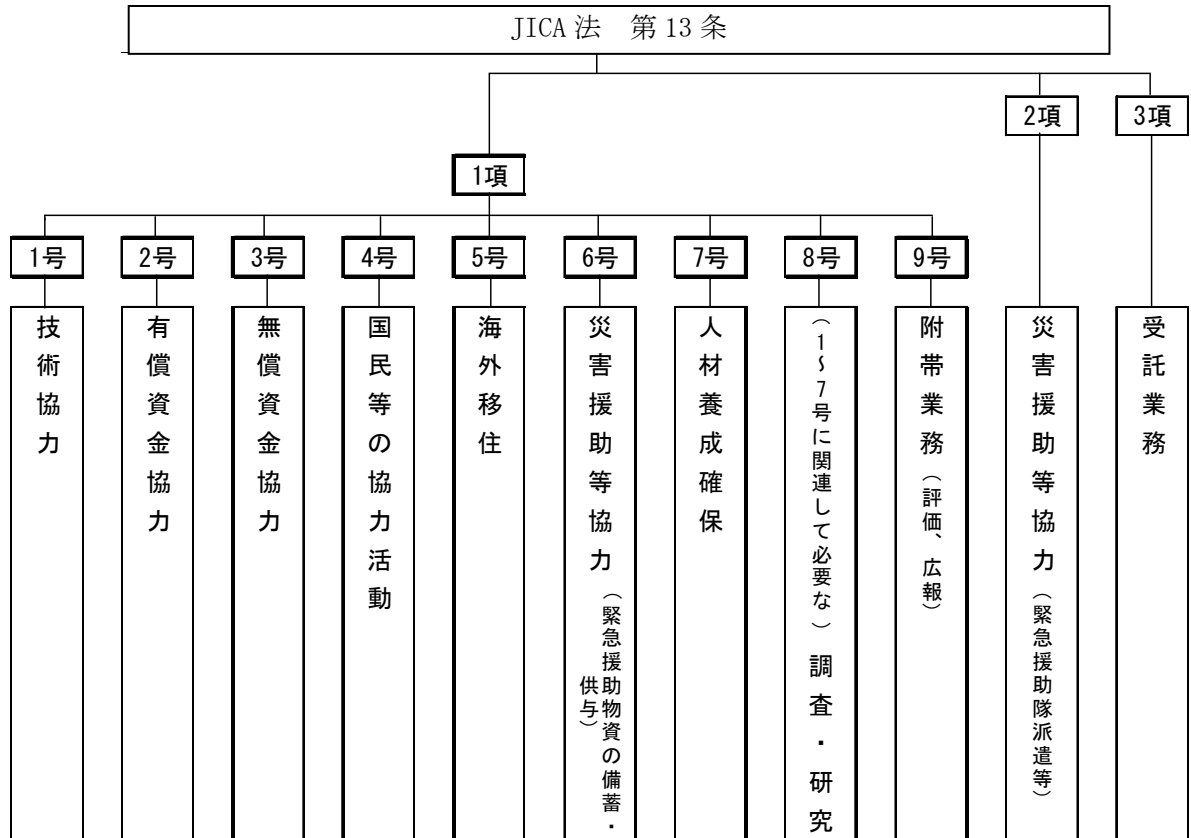
復興金融公庫（KfW）など）との間で、トップマネジメント・レベル及びスタッフ・レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、より効果的な開発援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発効果をより早く発現させることに繋がっています。

当機構は NGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、途上国開発における民間部門のプレゼンスの増大と、CSR 活動等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。平成 20 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を策定・公表しました。ここでは、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指すことを、当機構の民間連携の基本方針としています。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・法整備や人材育成を含む）、PPP インフラ支援、その他 CSR 活動や BOP ビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。

### 3-2. 当機構の業務内容

#### (1) 業務の種類

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日付で旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA 法第 13 条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥の通りです。



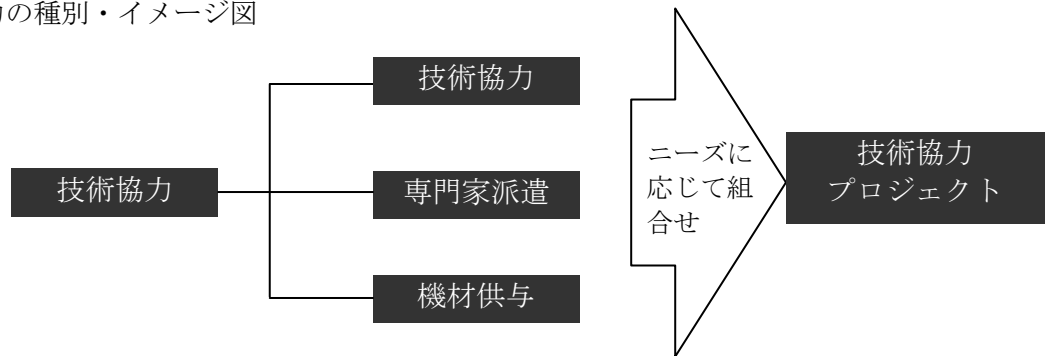
#### ① 技術協力 (JICA 法第 13 条 1 項 1 号)

技術協力は、農業や社会基盤の整備、感染症対策に対する支援、市場経済化や法整備に対する支援、平和構築・復興支援等、それぞれの開発途上国のニーズに応じて、専門家派遣、機材供与、開発途上国人材の日本での研修等を行うことにより、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援するものです。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者と共に、実情に即した技術・制度の開発や普及を実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な知識・技術に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家が効果的な協力を実施するに当り必要な機材を供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：プロジェクト目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素から最適なものを柔軟に組み合わせて実施。又、開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定等を支援。その過程において、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析方法や計画の策定手法等の技術移転を実施。

協力分野は、保健・医療等の基礎生活分野から産業化に必要な技術分野にまで多岐にわたり、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に人々に広く伝播することにより、国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人と人との接触を通じて実現”され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



## ② 有償資金協力 (JICA 法第 13 条 1 項 2 号)

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件(譲許的な条件)で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、主に「円借款」と呼ばれる政府直接借款です。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援しています。

また、開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際社会では、前述したような開発途上国の問題に対処するため、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」(※)を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。また、2003年8月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助 (ODA) 大綱」においても、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款は ODA 大綱を踏まえ、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 103 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

### 1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィービリティ調査 (F/S) 等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款 (ツーステップ・ローン)：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上あるので、ツー・ステップ・ローン (Two Step Loan : TSL) とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与す

- ることが可能となるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン: 複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。
- 2) ノン・プロジェクトタイプ
- ・ 商品借款: 外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は通常、両政府間であらかじめ合意される商品（工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械等）の輸入のために使われます。
  - ・ 開発政策借款: 政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、または貧困削減戦略実施等を支援するものであり、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型という）が、近年主体となっています。加えて達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議され、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、世界銀行等国際開発金融機関との協調融資の形をとることが多くあります。
  - ・ セクター・プログラム・ローン: 商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するため、輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金（見返り資金）をあらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けるものです。

(※) 「ミレニアム開発目標 (MDGs)」: 2000年9月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等8分野について2015年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表

(気候変動対策円借款以外・平成22年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成20年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件	
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド	
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド	
			オプション1	0.65	25	7		
			オプション2	0.60	20	6		
	優先条件	基準	0.55	40	10	アンタイド		
		オプション1	0.45	30	10			
		オプション2	0.40	20	6			
	貧 困 国	US\$ 975以下	一般条件	基準	1.20	30	10	アンタイド
				オプション1	0.90	25	7	
				オプション2	0.75	20	6	
オプション3				0.65	15	5		
優先条件			基準	0.55	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.45	30	10		
			オプション2	0.40	20	6		
			オプション3	0.30	15	5		
STEP			基準	0.20	40	10	タ イ ド	
			オプション	0.10	30	10		
低所得国	US\$ 976以上 US\$1,855以下	一般条件	基準	1.40	30	10	アンタイド	
			オプション1	0.80	20	6		
			オプション2	0.70	15	5		
		優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.55	30	10		
			オプション2	0.50	20	6		
			オプション3	0.40	15	5		
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド	
			オプション	0.10	30	10		
		中所得国	US\$1,856以上 US\$3,855以下	一般条件	基準	1.40	25	7
オプション1	0.95				20	6		
オプション2	0.80				15	5		
優先条件	基準			0.65	40	10	アンタイド	
	オプション1			0.55	30	10		
	オプション2			0.50	20	6		
	オプション3			0.40	15	5		
STEP	基準			0.20	40	10	タ イ ド	
	オプション			0.10	30	10		
中進国	US\$3,856以上 US\$6,725以下			一般条件	基準	1.70	25	7
		オプション1	1.60		20	6		
		オプション2	1.50		15	5		
		優先条件	基準	1.20	25	7	アンタイド	
			オプション1	1.00	20	6		
			オプション2	0.60	15	5		
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。						

- ・STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
- ・オプション金利は、GL値が基準金利のGL値を上回らない金利とする。
- ・EPSAソブリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される。(※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。)
- ・EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年(10年)が適用される。
- ・所得段階に関わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年(10年)が適用される。
- ・緊急財政支援円借款の供与条件は、変動金利(PLIBOR(6ヶ月))、15年(3年)が適用される。

気候変動対策円借款供与条件表(平成 22 年 4 月 1 日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成20年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド
			オプション1	0.15	30	10	アンタイド
			オプション2	0.10	20	6	アンタイド
貧 困 国	US\$ 975以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド
			オプション1	0.20	30	10	アンタイド
			オプション2	0.15	20	6	アンタイド
			オプション3	0.10	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
低所得国	US\$ 976以上 US\$1,855以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
中所得国	US\$1,856以上 US\$3,855以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
中進国	US\$3,856以上 US\$6,725以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド
			オプション1	0.50	30	10	アンタイド
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド
			オプション3	0.30	15	5	アンタイド
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					

### ③ 無償資金協力 (JICA 法第 13 条 1 項 3 号)

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

当機構が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、ノン・プロジェクト無償 (紛争予防・平和構築無償 (※))、コミュニティ開発支援無償、貧困削減戦略支援無償、環境・気候変動対策無償 (※)、水産無償、一般文化無償、貧困農民支援、テロ対策等治安無償です。

無償資金協力のうち当機構が実施主体となっている業務は、平成 22 年度の当初予算では約 63%を占めています。

(※)外務省が自ら実施するものと当機構が主体となり実施するものがある。

### ④ ボランティア派遣 (JICA 法第 13 条 1 項 4 号の一部)

ボランティア事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、(1) 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、(2) 友好親善・相互理解の深化、(3) ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は 45 年という長い歴史を持ち、これまでにのべ 3 万 4000 人を超える方々が参加しています。

#### (i) 青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにすることによる協力活動を行います。協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の 8 分野、約 120 職種と多岐にわたります。

#### (ii) シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

#### (iii) 日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。

### ⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第 13 条 1 項 6 号及び 2 項)

世界では、大規模な災害が頻繁に発生し、多くの人命や財産が失われています。特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が弱い弱であるため、災害が発生した際に十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

昭和 54 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、昭和 62 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法) が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、JICA が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、JICA は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに平成 4 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法) との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

#### (i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、JICA 職員等から構成され、政府の派遣決定から 24 時間以内に日本を出発することを目標としています。

#### (ii) 医療チーム

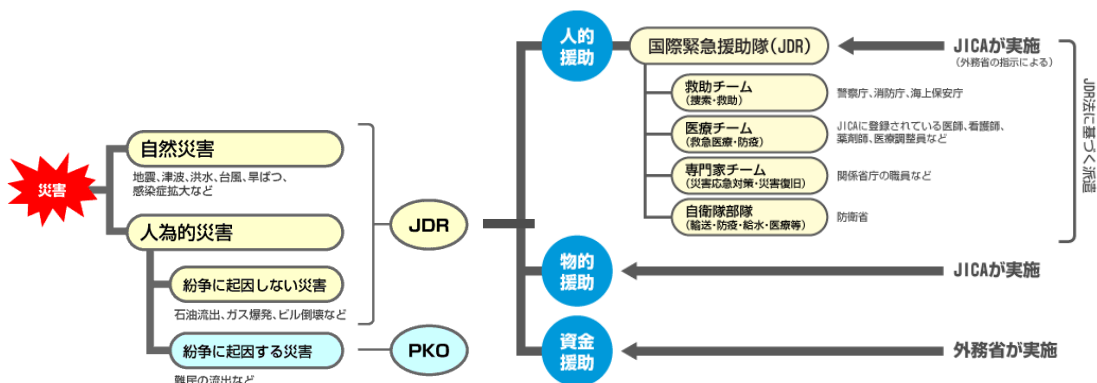
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

#### (iii) 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

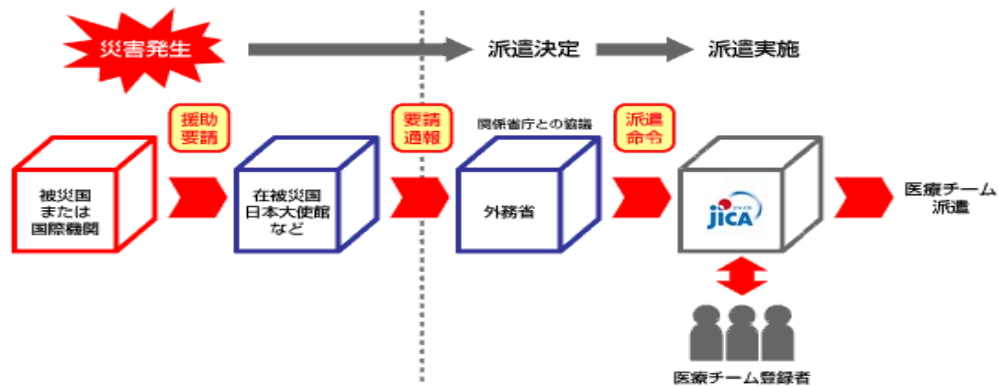
#### (iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動(医療・防疫、給水)や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。





## 派遣のプロセス：医療チームの場合



### ⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条 1 項 8 号）

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

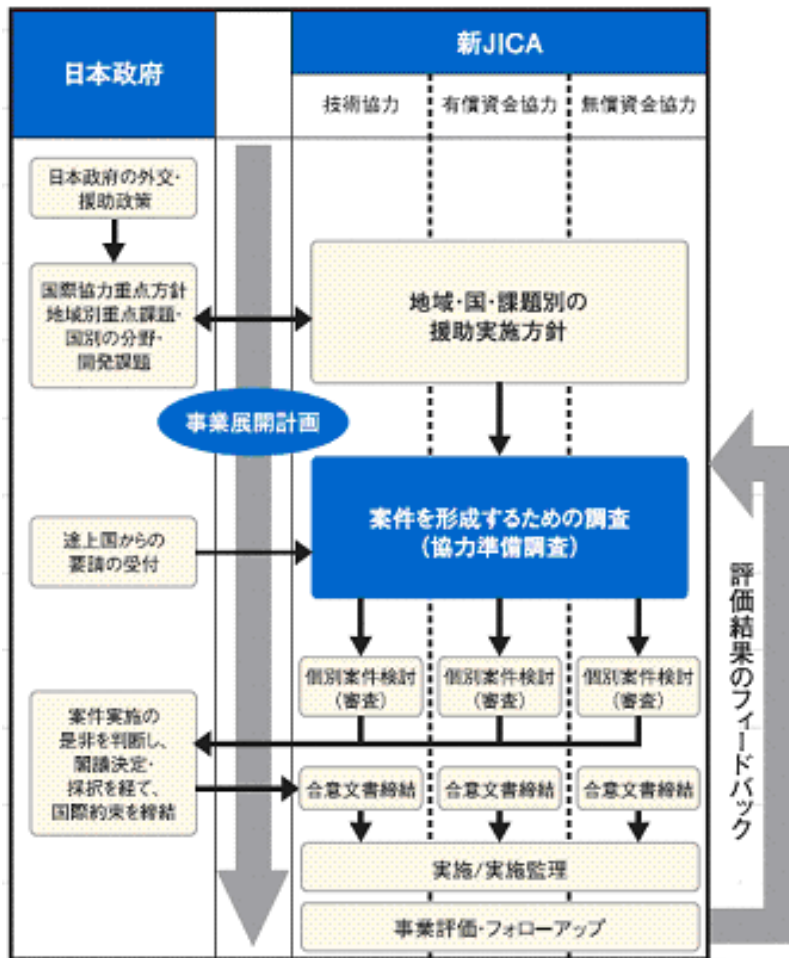
JICA 研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

### (2) 業務フロー

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

# JICAの業務の流れ



### 3-3. 当機構の財務

#### (1) 経理の特徴

##### ① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、  
(7)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、  
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）  
に区分して経理を行っております。

##### ② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 440 ページから 514 ページに添付しています。

##### ③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、  
旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。 (経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の0.1/1000を計上。 ・また、HIPC 対象国のうち平成15年3月末時点でDP未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の30/1000を計上。うち出資金については、出資法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、業務活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異（海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末）

（単位：億円）

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	-
うち利益剰余金（注 1）	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

（注 1）法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力で代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円（海外経済協力勘定分）の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当（特定海外債権引当勘定）を行いました。

**④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について**

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

## (2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

### ① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

### ② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

## 旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金(JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当)繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	54,738	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 54,738	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	-	-	-	-

(注 1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注 2) 平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 100 号）附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

## JICA 有償資金協力勘定における準備金繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
利益金	(注1)92,982	188,666
(準備金積立額)	92,982	188,666
(国庫納付額)	-	-

(注 1) 有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

## (3) 資金調達概要

### ① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

### ② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政投融资（財政融資資金借入金、政府保証債）、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

### (i) 財政投融资

財政融資資金借入金

平成 22 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還）	借入平均期間に応じた 国債流通利回りベース	有償資金 協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、 借入上限 1,499 億円）		

政府保証債

平成 22 年度は政府保証債（950 億円限度）の発行を予定しています。政府保証債により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

### (ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 1,200 億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	平成 20 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	平成 21 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	平成 21 年 12 月 16 日	200 億円
第 4 回国際協力機構債券	平成 22 年 6 月 18 日	200 億円
第 5 回国際協力機構債券	平成 22 年 9 月 15 日	200 億円

### (iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 22 年度までの毎年度に追加出資受入実績があります。

### (iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 13 ページご参照）。資金調達と投融资との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、昭和 59 年度から平成 10 年度まで毎年交付実績があります。また、平成 15 年度以降平成 21 年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

### (v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定含む）の過年度の実績及び平成 22 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 予算
財政投融资	1,016	1,098	1,298	3,949
うち財政融資資金借入金	1,016	1,098	1,298	2,999
うち政府保証債	—	—	—	950
政府一般会計からの出資金	1,591	1,495	1,273	1,044
回収金等によるその他自己資金等	4,232	4,552	4,880	3,917
合 計	6,839	7,145	7,451	8,910



## **4. 関係会社の状況**

### **4-1. 関連会社、関連公益法人等について**

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 107～113 ページ及び 153～161 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

### **4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について**

#### **(1) 有償資金協力業務における出資業務**

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、海外投融資再開については、平成 22 年 6 月 18 日の「新成長戦略」にて「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」と閣議決定されており、関係省庁及び JICA において検討中です。

(2) 【参考】出資先については、以下の通りです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
ミナスジェライス製鉄合弁事業	日本ウジミナス(株)	ミナス・ジェライス州における製鉄事業(年産約480万トン)	昭和42年4月	30,091百万円	10.0	ブラジル
ブラジル紙パルプ資源開発合弁事業	日伯紙パルプ資源開発(株)	ブラジルのミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造(年産約120万トン)。	昭和49年10月	61,788百万円	16.3	ブラジル
アサハン水力発電アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約22万5千トン)	昭和50年12月	99,985百万円	50.0	インドネシア
シンガポールエチレン等製造合弁事業	日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約100万トン等)	昭和52年8月	23,877百万円	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約440万トン)及びアルミ製錬(年産約45万トン)	昭和53年8月	57,350百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュバール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約470万トン)	昭和59年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約75万トン、エチレングリコール年産約135万トン)	昭和56年6月	56,800百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約60万トン)及びアンモニア(年産約50万トン)の製造	平成2年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	平成5年9月	24,865千ドル	28.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万トンのパルプを生産する	平成7年4月	13,351百万円	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADBなどと合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	平成8年4月	242,000千ルピー	22.7	インド
炭素基金事業(世銀/炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	12,609千ドル(1) 3,080千ユーロ(1)	5.6	—
タイ中小・中堅企業再建・育成ファンド事業	タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	平成13年7月	3,322千ドル	25.0	タイ
国際連合大学私費留学生育英資金貸与事業	国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	平成15年8月	151百万円(1)	100.0	日本

<sup>1</sup> 世銀/炭素基金及び国際連合大学信託基金に関しては、直近の決算期におけるファンド全体の拠出金累計を記載。なお、当機構の出資状況はp.96を参照。

## 5. 職員の状況

	平成 20 年度末	平成 21 年度末
常勤職員数（定員ベース）	1,664 名	1,664 名

## 第2 事業の状況

### 1. 平成21年度の事業概要

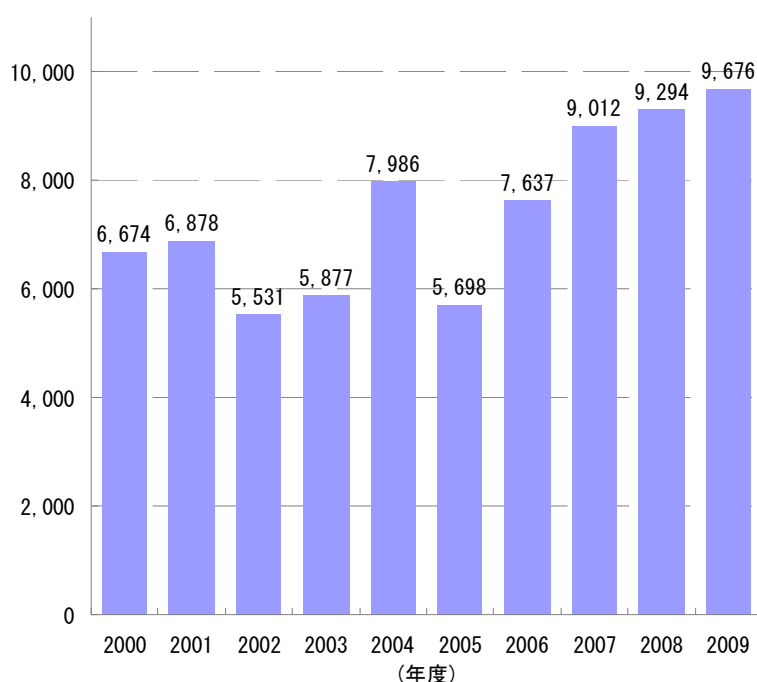
#### ① 総括

平成21年度の当機構事業実績として、円借款については、借款契約(Loan Agreement, L/A)調印ベースで計62件、合計9,676億円の新規案件が承諾され、前年度比金額ベースで4.1%の増加となりました。

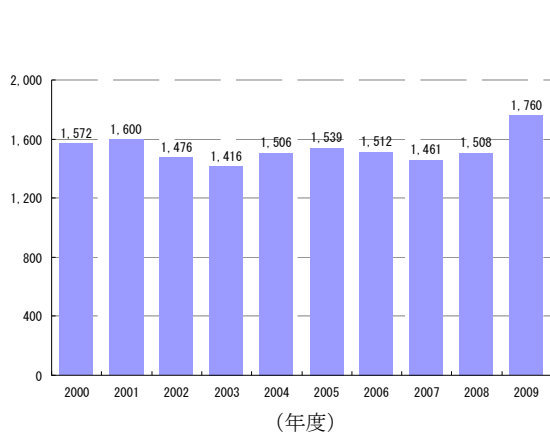
技術協力の経費実績は1,760億円で、前年度比16.7%の増加となっています。

また、無償資金協力については、贈与契約(Grant Agreement, G/A)締結ベースで計217件、合計1,020億円の新規案件が承諾されました。

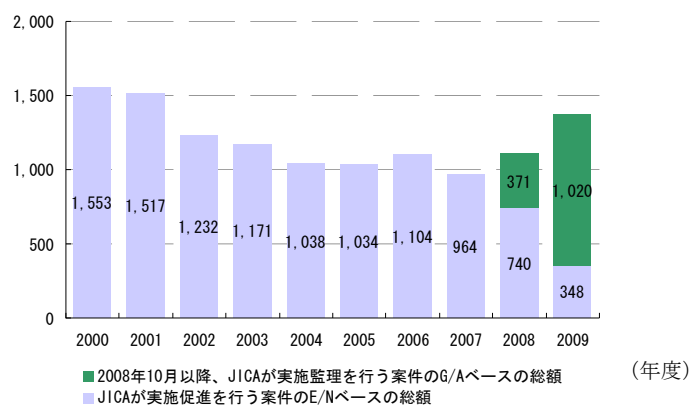
#### 有償資金協力承諾額の推移(単位:億円)



#### 技術協力経費実績の推移(単位:億円)



#### 無償資金協力事業規模の推移(単位:億円)

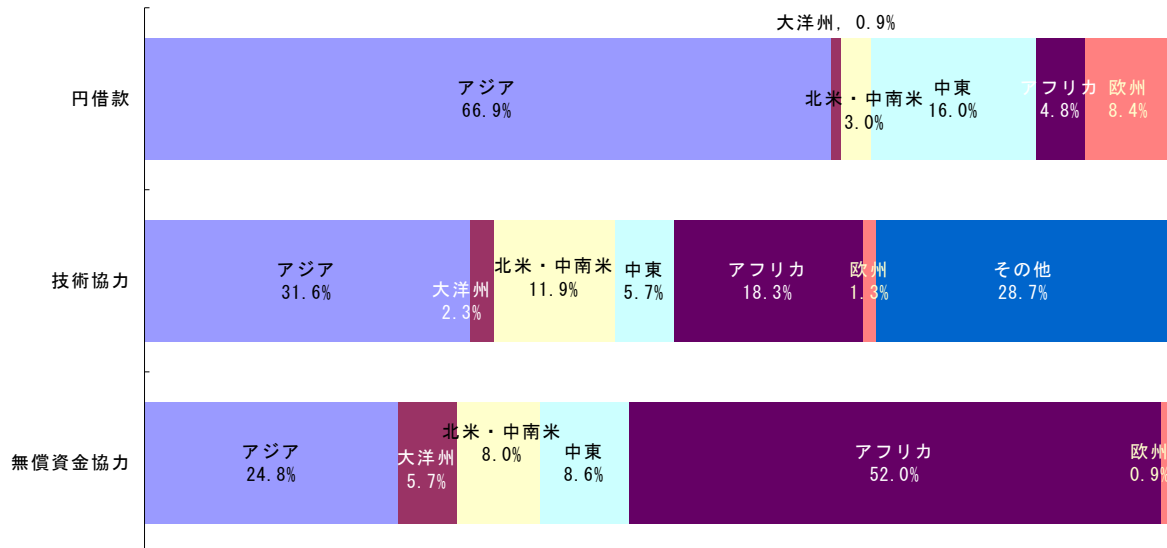


## ② 地域別の実績構成比

平成 21 年度に当機構が新規借款契約を調印した円借款について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が 66.9%、中東地域が 16.0%、欧州地域が 8.4%の順で割合が大きくなっています。

また、平成 21 年度に実施した技術協力及び、新規贈与契約を締結した無償資金協力の地域別実績は下表の通りです。技術協力ではアジアが 31.6%、そして、無償資金協力ではアフリカが 50.3%と、最も高い割合を占めていることがわかります。

### 平成 21 年度の地域別実績構成比



※円借款：新規借款契約調印ベース。

技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。

無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,020 億円（新規贈与契約締結ベース）の内訳。

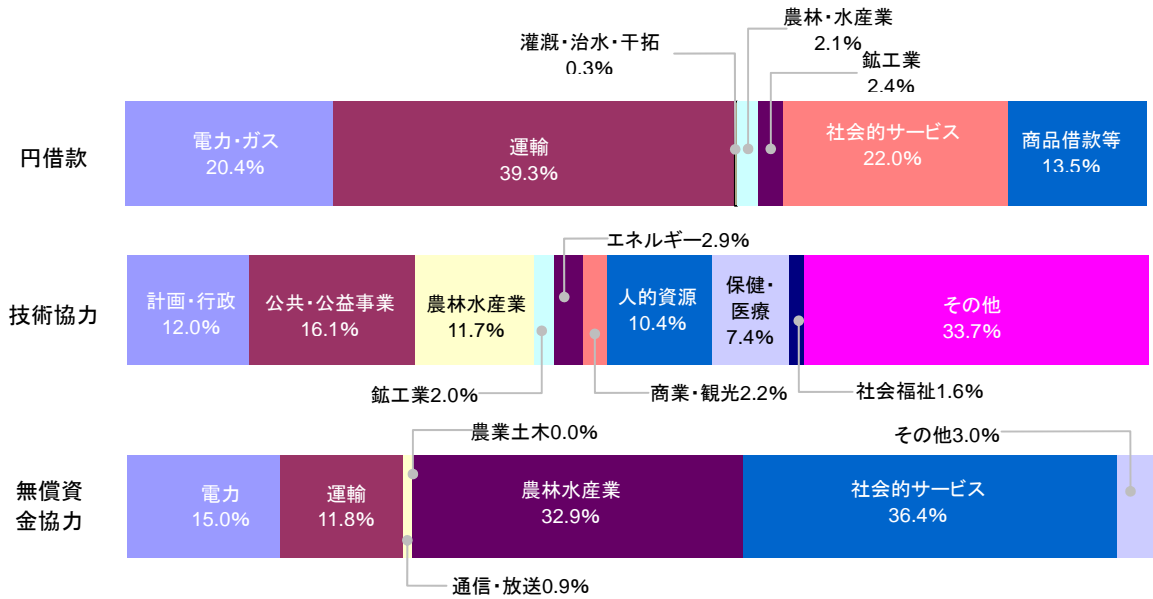
## ③ 分野別の実績構成比

平成 21 年度に当機構が実施した円借款について、その実績を分野別に見ると、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が多く、次いで上下水道等社会的サービスにかかる協力の割合が高くなっています。

技術協力については、公共・公益事業、計画・行政、農林水産業、人的資源、保健・医療の順になっています。

無償資金協力については、水資源開発、教育、保健・医療、社会基盤整備、環境といった社会的サービス、次いで農林水産業、電力分野への協力の割合が高くなっています。

### 平成 21 年度の分野別実績構成比

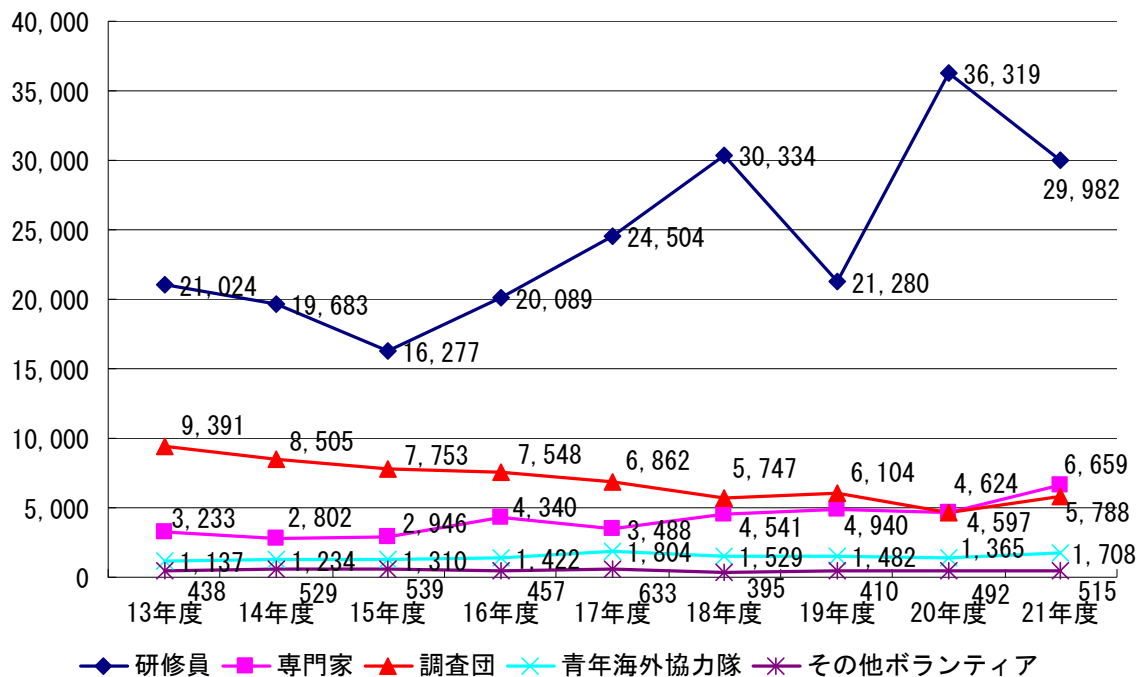


※円借款：新規借款契約調印ベース。  
 技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。  
 無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,020 億円（新規贈与契約締結ベース）の内訳。

### ④ 形態別の人数実績と推移

平成 21 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 2 万 9,982 人、専門家派遣（新規）が 6,659 人、調査団派遣（新規）が 5,788 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1,708 人、その他ボランティア派遣（新規）が 515 人でした。

形態別の人数実績の推移(単位：人)



## 2. 対処すべき課題

### (1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

#### ■ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

#### ■4つの使命

##### 使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

##### 使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

##### 使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱（ぜいじゃく）なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

##### 使命4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方で、当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

## ■4つの戦略

### 戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

### 戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

### 戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

### 戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

## ■活動指針

### 1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施（Speed-up）」「援助効果の拡大（Scale-up）」「援助の普及・展開（Spread-out）」という統合効果を発揮します。

### 2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

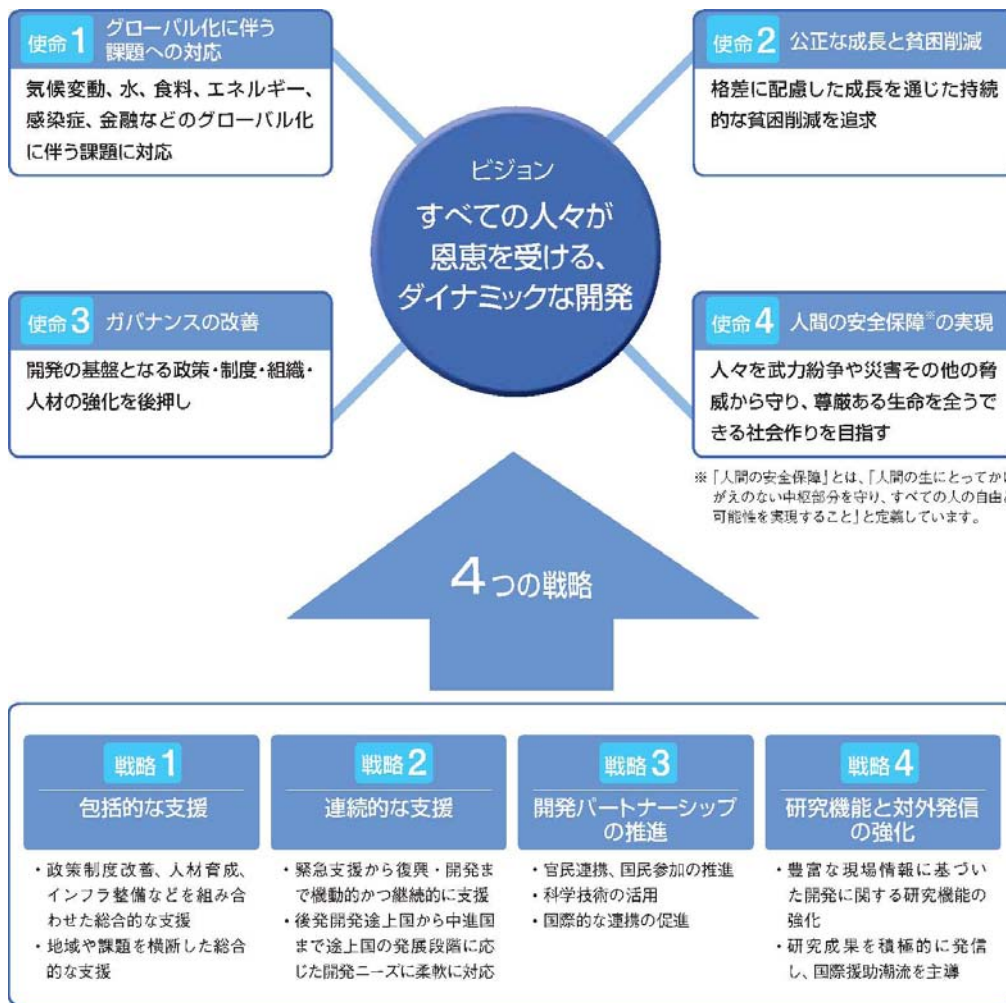
### 3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

### 4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。





(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約（2008 年 4 月以降）

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2008 年 5 月	【第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）】 アフリカ向け ODA を 5 年で倍増させ（ネット）、円借款を 5 年間累計で 40 億ドルをコミット	40 億ドル （円借款のみ）	2008～2012
2009 年 4 月	【G20 ロンドン・サミット】 アジア諸国の金融危機対策として、ODA 最大 2 兆円（200 億ドル）の供与を約束（緊急財政支援円借款 3,000 億円（約 30 億ドル）等を含む）	最大 2 兆円 規模	2009～2011
2009 年 4 月	【パキスタン支援（パキスタン支援国会合（東京））】 パキスタンの IMF プログラムの着実な実施を前提に今後 2 年間で最大 10 億ドルの支援	10 億ドル	2009～2011
2009 年 11 月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援（アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援）	最大約 50 億 ドル	2009～2014
2009 年 11 月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）全体に対して今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円	2009～2012
2009 年 12 月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル）の支援を実施していくことを決定（途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」）	ODA 含め 1 兆 3,000 億 円	2009～2012
2010 年 9 月	【ミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合】 菅総理大臣より、保健分野・教育分野の MDGs の達成に貢献すべく、保健分野では特に母子保健、三大感染症、新型インフルエンザを始めとする国際的脅威への対応、これらを三つの柱として集中的に支援し、教育分野では疎外された子どもや紛争国を含む世界中の子供たちが教育を受けられるよう支援していくことを表明。	85 億ドル （保健 50 億 ドル 教育 35 億 ドル）	2011～2015

2010年 10月	【生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)】 菅総理大臣より、生物多様性について、途上国が国家戦略を策定し、実践していく取組を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」を立ち上げ、2010年から3年間で <b>20億ドル</b> の支援を行うことを表明。	20億ドル	2010～2013
--------------	---	-------	-----------

また、平成22年6月18日には、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、アジア経済戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略等「7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」を含む「新成長戦略」が閣議決定されました。その中にはパッケージ型インフラ海外展開に関し、当機構有償資金協力業務のうち、民間企業向けの投融資業務である「海外投融資」の再開に係る言及も含まれています。

各戦略のうち、特にアジア経済戦略では、①環境分野や製品安全問題等に係る日本の規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化、②環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させる。新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む、③アジアにおけるこれら分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていくことが謳われており、アジアを重要な支援対象として事業を実施している当機構が、新成長戦略の実現において果たすべき役割は大きいと認識しています。

また、平成22年2月より、岡田外務大臣の指示の下、政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討が、外務省内に設けられたタスクフォースを中心に、国際協力の理念・基本方針、援助の効果的・効率的実施、多様な関係者との連携、国民の理解・支持の促進、JICAという5つの論点を中心に行われ、「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」として平成22年6月に公表されました。有償資金協力については、「6. 戦略的・効果的な援助の実施」において、「外貨建て借款の検討」「中進国向け円借款の対象分野の拡大」「パッケージ・インフラ支援への取組」「ODA卒業移行国向け円借款の導入」「円借款プロセスの迅速化」を図るとされています。当機構については、「10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化」において「外務省（政策）とJICA（実施）の役割分担の徹底」、「事業構想力を強化」、「案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備」、「国民の理解と支持を得られる強靱で開かれたJICAへの刷新」を図るとされており、今後、日本政府とも協議しつつ、この内容に基づいた取り組みを実施していく予定です。

### (3) 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 7 月、政府の「経済財政改革の基本方針 2007」において、101 の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定されました。

当機構に関しては、同年 9 月から 11 月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされ、これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、同年 12 月 24 日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。同計画の決定を受け、当機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、平成 19 年 4 月 1 日から 5 年間（～平成 24 年 3 月 31 日）の第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告に含めることにしています。

なお、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」 「3. 関連事項 (1)」では、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。（中略）なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。」とされており、当機構は引き続き同計画で定められた事項を実行していくこととしています。

#### 【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成 21 年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成 20 年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成 21 年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成 19 年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の 19 事務所について、平成 20 年 10 月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成 22 年 3 月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
効率化・自律化	
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p>

	<p><b>【自己収入の増加】</b>  ○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p><b>【保有資産の見直し】</b>  ○平成 23 年度末までに、保養所を売却する。  ○平成 23 年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
--	--

#### (4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

#### (5) 環境ガイドライン

当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日の統合に伴い、旧 JBIC 及び JICA が各々制定していたガイドラインを統合し、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）として公布しました。また、異議申立手続要綱についても同時に制定しました。新環境社会配慮ガイドラインは平成 22 年 7 月 1 日より施行され、同日以降に要請を受領した案件に適用されています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改善点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらの改善により、新 JICA の業務に対応した環境社会配慮の実施が可能となると共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

### 3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 22 年 12 月 1 日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

#### (1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

##### ① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

##### (i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

##### (ii) 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

##### (iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

## ② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。

なお、有償資金協力においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

## ③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

### (資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

### (市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

## (2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

### ① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

### ② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

平成22年5月21日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が国会で可決成立し、同年5月28日に公布されています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められる可能性があります。

また、平成21年12月25日、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定され、「すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民視点で、実態を十分に把

握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。(中略) 独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する」ことが決定されました。その一環として、平成21年11月、平成22年4月、平成22年11月の3回、当機構の予算・事業は行政刷新会議事業仕分けの対象となり、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました(結果は下表参照)。また、同閣議決定によれば、「事業仕分けを通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる」とされており、当機構も、独立行政法人という制度の変更も含めて、何らかの措置が取られる可能性があります。

行政刷新会議「事業仕分け」評決結果 平成21年11月24日(火)

項目名	WG 結論	備考
(独)国際協力機構運営費交付金(国内施設の運営費)	見直しを行う	施設の統廃合等
(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力、研修、調査研究、政策増大等の経費)	(1)調査研究の経費(JICA研究所を含む)	予算要求の縮減(30%削減)
	(2)技術協力、研修、政策増等への経費	見直しを行う ・研修員受入れ、青年海外協力隊経費の削減 ・政策増経費のゼロベースでの見直し
(独)国際協力機構運営費交付金(人件費、旅費、事務費、業務委託費等)	見直しを行う	給料・旅費の更なる引き下げ。広報予算の見直し。関連公益法人等向け支出の透明性・競争性確保。
無償資金協力援助(ハコモノ無償)	予算要求の縮減(1/3程度の縮減)	
無償資金協力援助(各協力案件の選定方法)	見直しを行う	選定過程の透明化等

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

行政刷新会議「事業仕分け第2弾」評価結果一覧 平成22年4月23日(金)

事業名	WG 結論
(前回仕分け結果のフォローアップ) (1)国内施設の運営費 (2)調査研究の経費(JICA研究所を含む) (3)技術協力・研修・政策増等の経費 (4)人件費・旅費・事務費・業務委託費等	事業規模の縮減(見直しは不十分)
有償資金協力	審査機能の強化
取引契約関係	事業規模の縮減。密接な関係にあると考えられる法人と契約する際にはしっかりした情報公開の義務付けを前提とする。
職員宿舎	事業規模の縮減(事業の廃止を含めた検討)

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

事業仕分け第2弾の評価結果を踏まえた見直し等の状況につきましては、第11回行政刷新委員会(9月30日開催)において下表のとおり報告されています。



※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではありません。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-2-(1)				1. 本部・市ヶ谷・広尾の一体的移転の候補物件を選定。移転後、市ヶ谷・広尾を速やかに処分予定。 2. 大阪国際センターの閉鎖・売却に向けた移転計画を実施。地元の経済界・自治体・議員等との調整。 3. 研修事業全体の見直し。 4. 施設整備資金の残余の国庫返納。	1. 本部・市ヶ谷・広尾 本部・市ヶ谷・広尾の一体的移転の要件を検討し、候補物件を調査中。平成25年1月の移転が目標。市ヶ谷・広尾については、移転後、速やかに処分できるよう、所要の手続を進める。 2. 大阪国際センター 迅速な閉鎖・売却による経費削減が目標。処分方法は売却または国庫への物納とする。第2期中期計画(～平成23年度)期間中に大阪国際センターで実施していた研修コースについて、地元研修実施機関との信頼関係や、事業の円滑な実施に支障をきたさないよう配慮しつつ、兵庫国際センターを中心に移管をはかる。なお、地元自治体、関西経済界、大阪出身議員から存続要望表明あり。 3. 研修事業全体の見直し 高級研修員の廃止及び準高級研修員生活費の削減、研修監理業務の分割発注及び契約方式の一般入札化、課題別研修コースの多人数化によるコース数の削減、建物管理経費の削減・効率化、北海道・関東・関西の各地区ごとに所長1ポストの廃止(現所長の異動を考慮しつつ、可能なセンターから順次)等可能なものから平成22年度より逐次実施しており、平成22年度で6.8億円を削減予定。 4. 施設整備資金 事業仕分けの際に指摘のあった施設整備資金については、平成23年度末に国庫返納する方針。ただし、事業仕分けの際に未計上であった本部移転等に必要施設整備資金額(設計・予約金等)を差し引く必要が生じる可能性あり。
A-2-(2)	国際協力機構	(前回仕分け結果のフォローアップ) 国内施設の運営費、調査研究の経費(JICA研究所を含む)、技術協力・研修・政策増等の経費、人件費・旅費・事務費・業務委託費等	※見直しは不十分	1. 調査 平成22年度予算で削減済み。 2. 研究 平成22年度予算で削減済み。 研究分野の絞込み、間接経費の削除などにより事業の縮減済み。 研究活動への参画機会拡大、研究成果の厳格な検証と対外発信の強化のため、公開セミナーの開催、研究結果のウェブ動画配信を予定。	調査及び研究の経費:平成22年度予算で3096削減済み。 1. 調査 平成22年度予算で削減済み。 2. 研究 2-1. 研究数の削減(予算削減、事業の特化) ・平成22年度予算で削減済み ・「新たな開発課題(平和構築、気候変動等)に係る戦略研究」及び「世界をリードし得る援助手法の開発、及び有効性の検証」に特化済み 2-2. 間接経費の効率化 ・印刷・通信経費、事務委託費等の削減により3,000万円以上を削減 2-3. NGO等幅広いステークホルダーの研究活動への参画機会の拡大 ・情報公開を促進するため、WEB上にて研究案件毎の研究目的、JICAが研究する意義や狙いについて公開済み(22年7月) ・外部の参画機会拡大のため、研究の途中段階での公開セミナー・シンポジウム等の開催頻度の向上に取り組み中 2-4. 研究成果の厳格な検証と対外発信 ・海外研究者による査読制度を全ての案件に適用拡大済み(22年4月) ・22年7月よりWEB上での動画の試験配信を開始。 ・累積19本のワーキングペーパーを発表。 ・研究成果に基づく日本語書籍の刊行(22年7月)。 ・世銀「世界開発報告2011」にバックグラウンドペーパー(「JICAの平和構築の現場経験」及び「日本の国家建設の経験」)を提供。 ・成長と貧困削減の実証研究、気候変動やアフリカ産業集積など、世銀やアジア開発銀行、国際的研究機関と協働した研究成果を随時公表予定。
A-2-(3)				1. 研修員受入経費を削減。 2. 青年海外協力隊経費の縮減及びあり方の見直し。 3. 専門家手当の見直し、廃止による削減。 4. 間接経費の見直し、全体事業量の見直しによる削減。	1. 研修員受入経費 事業番号A-2-(1)「国内施設の運営費」3.「研修事業全体の見直し」に同じ 2. 青年海外協力隊経費の縮減及びあり方見直し 募集経費を縮減(広告掲載削減、募集・説明会の開催数削減)済み。青年海外協力隊事業のあり方に関しては、現場のニーズと隊員要望のマッチングを高める等、改善に向け取り組み中。 3. 専門家手当の見直し、廃止による削減 一部の手当てを見直し済み。在勤・住宅手当については、外部有識者の意見も取り入れつつ見直し方針を定め、平成23年度中の運用を検討。 4. 間接経費の見直し、全体事業量の見直し 間接的経費(情報経費等)の見直し、事業の選択と集中等による事業量削減。 以上の取り組みを総じて、平成23年度予算要求として180億円(調査・研究分12.2億円含む)の削減。

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-2-(4)	国際協力機構	(前回仕分け結果のフォローアップ) 国内施設の運営費、調査研究の経費(JICA研究所を含む)、技術協力・研修・政策増等の経費、人件費・旅費・事務費・業務委託費等	※見直しは不十分	1. 人件費 1-1. 給与水準の見直し。次期中期計画で要する削減計画を検討。 1-2. 在動手当の見直し。年内に方針を定め、23年度中の運用を目指す。 2. 旅費 2-1. エコノミークラスを基本とする制度(職員対象)の外部人材への適応拡大 2-2. 航空券手配の競争入札化の拡大(8カ国試行⇒全世界適応) 2-3. 研修員航空券手配の競争入札化 3. 委託契約の競争性向上 3-1. 一般競争入札の促進など競争性向上の更なる促進。 3-2. 「競争性のない随意契約」の妥当性を契約監視委員会にて全件確認。	1. 人件費 1-1. 給与水準の見直し 地域・学歴補正後のラスバイス指数を114.5(20年度)から111.2(21年度)に縮減。更に平成23年度末までに109.8とする見込み。次期中期計画においても、職務限定職員、勤務地限定職員の任用に加え、役職定年制度の導入等を通じ、更なる引き下げに努める。 1-2. 在動手当 外部有識者(人選中)の参加のもと検討を行い、年内に見直し方針を定め、平成23年度中の運用を検討。 2. 旅費 2-1. 22年4月から職員に適用しているエコノミークラス利用を基本とする制度について、外部の専門家、調査団員、コンサルタントにも10月から運用開始 2-2. 22年4月から8カ国を対象に試行している航空券手配の入札制度を、10月から全世界に拡大 2-3. 研修員航空券手配における第三国PTA発券制度を条件とした手配を廃止し、一般競争入札による手配を導入 3. 委託契約の競争性向上等 3-1. 22年度に推進した一般競争入札の促進(250件120億円を対象として、14億円(運営費交付金)を削減)に続き、22年度は継続実施のために入札対象にならなかった案件を精査し、23年度に競争入札に移行する(経費の削減見込額は約2.4億円(運営費交付金)) 3-2. また競争性のない随意契約1,084件については、競争化の可能性について、契約監視委員会にて全件確認を実施中 3-3. 日本国際協力センター(JICE)が受託してきた研修監理業務、専門家等派遣業務、研修附帯業務、及び図書館関連業務につき、平成23年度中に直営化して間接コストを最小化、人員のスリム化を行う。
A-4-(1)		取引契約関係	※密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、しっかりとした情報公開義務付けを前提とする	1. 一般競争入札の促進など競争性向上の促進。 2. 「競争性のない随意契約」の妥当性を契約監視委員会にて全件確認。 3. 情報提供義務付けに関する制度整備	1. 競争性の向上 22年度に推進した一般競争入札の促進(250件120億円を対象として、14億円(運営費交付金)を削減)に続き、22年度は継続実施のために入札対象にならなかった案件を精査し、23年度に競争入札に移行する(経費の削減見込額は約2.4億円(運営費交付金))。 2. 競争性のない随意契約 競争性のない随意契約1,084件については、競争化の可能性について、契約監視委員会にて全件確認を実施中。 3. 情報提供義務付け JICAの実施する入札・企図競争に応じる企業(取締役がJICA OBが再就職している企業)に対し、落札後、企業名、役員へのJICA OBの就職状況、直近1年間のJICAとの取引高等の情報公開を条件づけることにつき、制度設計中。7月27日に開催の契約監視委員会に付議し、制度案を行政改革推進本部事務局へ照会。
A-4-(2)		職員宿舎	※事業の廃止を含めた検討	1. 区分所有職員住宅を全戸処分 2. 使用料の見直し	1. 区分所有職員住宅の全戸処分 管理効率化の観点より、区分所有の物件(189戸)については全て処分する方針で、入居者の人事異動との調整を図り、平成22年度中に51戸を処分、平成23年度以降も早急に処分する予定。 2. 使用料の見直し 9月を目処にJICAが職員宿舎のコスト分析及び使用料の見直し案を作成し、今年度中に使用料を改定予定。

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

行政刷新会議「事業仕分け第3弾」評価結果 平成22年11月17日（水）

事業名	WG 結論
運営費交付金（青年海外協力隊）	見直しを行う （派遣規模・体制の見直し、JOCA との契約の見直し、国内積立金の位置づけ等の抜本的な検討）
取引契約関係	見直しを行う （一般競争入札への移行、契約単位の細分化などの一層の努力）

（出典：内閣府行政刷新会議ホームページ）

また、平成22年6月14日、無償資金協力及び技術協力の一部を対象として、外務省にて行政事業レビューが実施されました（結果は下表参照）。対象事業の点検結果の平成23年度概算要求への反映状況につきましては、第11回行政刷新委員会（9月30日開催）において外務省より下表のとおり報告されています。今後、当機構ではこの結果も踏まえ、日本政府とも協議をしつつ、業務の改善を図っていく予定です。



シート 番号	所管部局	事業名	21年度		公開プロセス の結論	主な理由・コメント	予算監視・効率化チームの所見(概要) 及び 反映内容	22年度 予算額 A	23年度 要求額 B	差引き B-A	うち反映
			補正後 予算額	執行額							
0001	国際協力局	平和構築・テロ対策(無償資金協力)	30,740	32,470	抜本的改善						
0002	国際協力局	ミレニアム開発目標(MDGs)の達成・人間の安全保障の推進(無償資金協力)	83,180	79,021	抜本的改善	○コンサルタントのあり方について、効率化をはかり、引き続きコスト削減に向けて努力する。 ○日本のコンサルタントが必ずしも必要ではないと考えられるケースについては、積極的に現地業者を活用していく。 ○調達代理機関を利用する際には、競争性を確保しつつ、調達代理機関の財務状況も見つつ、手数料の抑制の可能性を探りたい。 ○日本の民間資金も呼び込んだ形でODAを実施できるような努力を継続していきたい。					
0004	国際協力局	環境・気候変動分野における途上国支援(無償資金協力)	78,668	80,793	抜本的改善	○調達代理機関を利用する際には、競争性を確保しつつ、調達代理機関の財務状況も見つつ、手数料の抑制の可能性を探りたい。 ○日本の民間資金も呼び込んだ形でODAを実施できるような努力を継続していきたい。					
0007	国際協力局	平和構築・テロ対策(技術協力)	13,266	16,274	抜本的改善						
0008	国際協力局	ミレニアム開発目標(MDGs)の達成・人間の安全保障の推進(技術協力)	62,650	54,692	抜本的改善	○コンサルタントを含む民間業者との契約については、競争性を向上させる等して、価格の適正化に努める。 ○専門家の手当については、国民の理解が得られる内容・水準とするよう検討する。専門家の評価についても客観性を高め説明責任を果たしていくとともに、国民の声を募集する等して第三者の声をを入れていきたい。 ○技術協力を国民の目に見えるようにするとともに、第三者による評価結果についてもより国民に分かりやすく示していく。 <ODA全体> ODA全体について、徹底した中間コストの見直し、さらなる節減を進めていく。					
0010	国際協力局	環境・気候変動分野における途上国支援(技術協力)	20,922	28,497	抜本的改善	○民間業者との契約については、契約監視委員会の意見も徴しつつ、適切と判断されるものから、入札等を通じた競争性の高い契約方式に移行し、価格の適正化を図る。また、コンサルタントとの契約における企画競争に際しては、一者応募削減の方策を着実に実行し、競争性の向上を図る。 ○専門家の手当については、安全・健康の確保に配慮しつつ対外的に理解の得られる内容・水準にすべく、へき地手当の見直し(対応済)、給与手当・パソコン手当の廃止等を検討中。在勤手当及び住居手当については、外郎有識者(入選中)の参加のもと、検討を行い、年内に見直し方針を定め、詳細設計及び関係省庁との調整を経て23年度中の適用を検討。 ○第三者による評価結果も含め、「見える化」サイトに技術協力を網羅的に情報公開する。アフガニスタンのODA案件を対象としたパイロット版サイトを既に導入済み。本年秋を目処に暫定版サイトを立ち上げ、来年度には本格的に設置予定。第三者による評価結果は、HP上で公開済みであり、評価結果の検索機能を新たに導入予定(10月)。また、技術協力を含む新JICA事業評価ガイドラインをHP上で公開済み(7月)。 ○情報システムの改修スケジュールの後ろ倒し、事業支援委員の削減、事業実施を伴わない委託調査の取りやめなどにより、間接的経費の節減を図る。					

また、平成22年11月26日に行われた第14回行政刷新会議では「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が決定され、12月に閣議決定される見込みです。これは、過去3回の事業仕分けの議論も踏まえ、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、各独立行政法人が講ずべき措置がまとめられたものであり、「本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要」とされています。今後、当機構では日本政府とも協議しつつ、本基本方針に沿った事務・事業の見直しを図っていく予定です（当機構関連事項は下表参照）。

なお、過去の事業仕分け等の評価結果を踏まえた見直し等の状況（上表）から、変更・追加されている事項は、事業仕分け第3弾を含む最近の日本政府と当機構との協議・検討が反映されたものです。

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・個別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直しとともに、買の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲）。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直しとともに、買の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲）。
04 有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05 無償資金協力			
06 国民等の協力活動の促進及び助長 (青年海外協力隊及びシニアボランティア)	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務経験が不十分な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に資する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に削減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を削減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。
	国内預立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内預立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07 国民等の協力活動の促進及び助長 (草の根技術協力)	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08 海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。
	先進地農業研修等の営業普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営業普及事業を廃止する。
	日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。
09 災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10 人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参加が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参加を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
	ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。
11 調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施		協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直しとともに、買の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲）。
	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用推進	23年度から実施	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。
11 調査・研究 (研究)	援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の削減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。



【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
13 14 15 16 17	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施 区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充當する。
		勝浦・石打保養所、新根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施 勝浦・石打保養所、新根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
		広尾センター	24年度以降実施 広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に転移する。
		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施 本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
18 19 20 21	事務所等の見直し	施設整備資金	23年度以降実施 施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
		ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施 ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
		海外事務所の見直し	22年度中に実施 ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
		麻布分室の処分	23年度中に実施 麻布分室を処分する。
22 23 24 25 26 27	取引関係の見直し	国際センター	23年度以降実施 国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。
		契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施 国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職階等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一書応札（応募）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。
		関連法人等の利益剰余金のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施 関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一書応札や企画競争における一書応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
		一般競争入札への移行	23年度以降実施 「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。 23年度から実施 各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費削減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。 24年度から実施 日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。 23年度から実施 技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、買の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）
28 29	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施 ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。
		在勤手当の見直し	22年度中に実施 外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施 財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。
31 32	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施 本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り削減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費削減を図る。
		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施 二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

### (3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に  
おいて発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会  
社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力  
銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 22 年 9 月 30 日時点)

財投機関債	1,000,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	2,400,000,000.00 ドル
(グローバルドル債)	3,500,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	1,250,000,000.00 ユーロ

## 4. 財政状態及び経営成績の分析

### 4-1. 平成 22 年度上半期決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

#### (1) 概観

平成 22 年 9 月期の当期総利益は、730 億円となりました。平成 22 年 9 月末の資産合計は 11 兆 1,424 億円（前年度末比 94 億円増）、負債合計は 2 兆 7,379 億円（同 978 億円減）、純資産合計は 8 兆 4,045 億円（同 1,072 億円増）となりました。平成 21 年度上半期と比較した当期総利益減少は、主として貸付金利息、貸倒引当金戻入、政府交付金収入、その他収益（関係会社株式評価等益）の減少、及び（固定資産（竹橋合同ビル）に関する）減損損失の計上によるものです。

#### (2) 損益計算書の概要

	平成 21 年度	(単位：億円)	
		平成 21 年度 上半期	平成 22 年度 上半期
経常収益			
貸付金利息	2,145	1,086	1,048
貸倒引当金戻入	164	145	49
政府交付金収入	70	35	-
その他	288	203	33
<b>経常収益合計</b>	<b>2,667</b>	<b>1,469</b>	<b>1,130</b>
経常費用			
借入金利息	469	245	217
債券利息	14	6	11
その他	296	77	104
<b>経常費用合計</b>	<b>779</b>	<b>328</b>	<b>331</b>
臨時損益	▲1	0	▲69
<b>当期総利益</b>	<b>1,887</b>	<b>1,142</b>	<b>730</b>

#### (3) 貸借対照表の概要

	(単位：億円)	
	平成 21 年度 末	平成 22 年 9 月末
貸付金	110,543	110,273
貸倒引当金	△1,314	△1,265
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	246	246
貸倒引当金	△246	△246
投資有価証券・関係会社株式	1,187	1,178
資産合計	111,330	111,424
財政融資資金借入金	27,302	25,924
債券	800	1,200
負債合計	28,357	27,379
政府出資金	75,182	75,572
準備金	5,906	7,793
当期末処分利益	1,887	730
純資産合計	82,973	84,045



#### (4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

#### ① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

##### (i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注1）

##### (ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

##### (iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

##### (iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注2）

単位：百万円		
	平成 22 年 3 月期	平成 22 年 9 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	24,557	24,560
3ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	604,185	600,871
合計 (1)	628,743	625,431
貸付金残高合計 (2)	11,078,869	11,051,879
(1) / (2)	5.68%	5.66%

## ② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

### (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

### (ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

### (iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注2）

### (iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

		平成 22 年 3 月期	平成 22 年 9 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	24,557 (0.22)	24,560 (0.22)
	要管理債権	604,185 (5.43)	600,871 (5.41)
	小計	628,743 (5.65)	625,431 (5.63)
	正常債権	10,502,813 (94.35)	10,477,649 (94.37)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	24,557	24,559
	要管理債権	79,705	75,799
	小計	104,262	100,357
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	51,710	50,745
	特定海外債権引当金	-	-
	合計	155,972	151,103
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	24,557 (100.00)	24,559 (99.99)
	要管理債権	79,705 (13.19)	75,799 (12.61)
	小計	104,262 (16.58)	100,357 (16.05)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注2) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成22年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,146,468百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、600,871百万円（うち繰り延べ対象元本残高は522,078百万円）となっています。

## 4-2. 平成 21 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

### (1) 概観

平成 22 年 3 月期の当期総利益は、1,887 億円となりました。平成 22 年 3 月末の資産合計は 11 兆 1,330 億円（前年度末比 958 億円増）、負債合計は 2 兆 8,357 億円（同 2,202 億円減）、純資産合計は 8 兆 2,973 億円（同 3,160 億円増）となりました。

### (2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度 (注)	平成 21 年度
経常収益		
貸付金利息	1,101	2,145
貸倒引当金戻入	29	164
政府交付金収入	68	70
その他	104	288
<b>経常収益合計</b>	<b>1,301</b>	<b>2,667</b>
経常費用		
借入金利息	259	469
債券利息	2	14
貸倒引当金繰入	5	-
その他	106	296
<b>経常費用合計</b>	<b>372</b>	<b>779</b>
臨時損益	0	▲1
<b>当期総利益</b>	<b>930</b>	<b>1,887</b>

（注）：有償資金協力勘定の平成 20 年度の会計期間は、新 JICA 発足後の平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間となっております。

### (3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	平成 20 年 度末	平成 21 年 度末
貸付金	109,227	110,543
貸倒引当金	△1,385	△1,314
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	533	246
貸倒引当金	△339	△246
投資有価証券・関係会社株式	1,346	1,187
資産合計	110,372	111,330
財政融資資金借入金	30,034	27,302
債券	300	800
負債合計	30,559	28,357
政府出資金	73,909	75,182
準備金	4,976	5,906
当期末処分利益	930	1,887
純資産合計	79,813	82,973

#### (4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

#### ① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

##### (i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

##### (ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

##### (iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

##### (iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

単位：百万円		
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	53,325	24,557
3ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	582,764	604,185
合計 (1)	636,089	628,743
貸付金残高合計 (2)	10,976,040	11,078,869
(1) / (2)	5.80%	5.68%

## ② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

### (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

### (ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

### (iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

### (iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	53,325 (0.48)	24,557 (0.22)
	要管理債権	582,764 (5.28)	604,185 (5.43)
	小計	636,089 (5.77)	628,743 (5.65)
	正常債権	10,394,568 (94.23)	10,502,813 (94.35)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872	24,557
	要管理債権	83,141	79,705
	小計	117,013	104,262
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	55,311	51,710
	特定海外債権引当金	-	-
	合計	172,324	155,972
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872 (63.52)	24,557 (100.00)
	要管理債権	83,141 (14.27)	79,705 (13.19)
	小計	117,013 (18.40)	104,262 (16.58)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。



- (注3) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年度末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は48,322百万円となっております（平成21年度末時点における同残高はなし）。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注4) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、(1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、(2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、(3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注5) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成22年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,162,730百万円となっています。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、604,185百万円（うち繰り延べ対象元本残高は522,754百万円）となっています。

#### 4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

##### (1) 概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。

平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

## (2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①	
収	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47	
	受取配当金	53	97	43	△10	
	一般会計より受入	100	100	68	△33	
	預け金利息	2	1	1	△0	
	受入雑利息	0	0	0	△0	
	受入手数料	2	4	2	△0	
	外国為替益	0	-	-	△0	
益	出資金処分益	143	-	-	△143	
	その他	2	0	3	1	
	計	1,473	1,352	1,240	△233	
損	借入金利息	327	356	289	△38	
	事務費	48	53	60	12	
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0	
	支払手数料	10	32	17	7	
	外国為替損	0	1	0	0	
	失	貸付金償却	100	77	771	670
		その他	0	0	1	1
	計	488	520	1,139	652	
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884	
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6	
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0	
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890	

- ※1 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11  
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1  
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,634  
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 291
- ※2 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11  
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1  
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633  
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 289
- ※3 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11  
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1  
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633  
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 292

### (3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成19年度 上期	平成19年度 下期①	平成20年 9月期②	増△減 ②-①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融資	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注1)	76,358	78,784	79,544	760
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

### (4) 財政状態

(単位：億円)

	平成19年度 上期	平成19年度 下期①	平成20年 9月期②	増△減 ②-①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計(注1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産(注1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

#### (5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。  
財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増△減 ②－①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①／② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

（注） パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

#### 4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成20年9月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成20年12月26日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成20年9月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

##### （1）損益の状況

（単位：億円）

	平成20年9月期	平成19年9月中間期
業務粗利益	862	890
資金運用利益	876	895
役務取引等収益	△13	△5
その他業務利益	0	0
営業経費	57	△46
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	805	844
一般貸倒引当金繰入額	△319	-
臨時損益	△0	141
株式関係損益	-	140
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	△0	0
経常利益	487	985
特別損益	67	184
交付金収入	68	100
貸倒引当金戻入益	-	84
その他の特別損益	△1	0
当期純利益	553	1,169

## (2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 9 月期	平成 20 年 3 月期
資産の部合計	109,764	110,478
現金預け金	41	19
有価証券	1,036	1,037
貸出金	109,211	109,628
その他資産	585	589
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△1,195	△876
負債の部合計	31,348	33,277
債券	-	-
借入金	31,143	33,067
その他負債	136	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	78,416	77,201
資本金	74,568	73,906
利益剰余金	3,849	3,295
評価・換算差額等	-	-

## (3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

## ① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

### (i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

### (ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

### (iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

### (iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年 9月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①/② (%)	2.40%	1.94%	6.80%



## ② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

### (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

### (ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

### (iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（注3）

### (iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保全額) 保全率%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円(うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円)となっています。

#### 4-5. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について

##### (1) 財政投融资事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額や、投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を財政融資対象の機関が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資については、平成 22 年度以降新規融資を行わない、等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融资の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されています。

なお、算出された政策コスト額は、既に投入された出資金等による機会費用などが含まれていますので、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません。

##### (2) 当機構の平成 22 年度政策コスト分析結果（平成 22 年 7 月 28 日公表）

政策コスト	分析期間
4,930 億円	40 年間

上記の数字は、平成 20 年末時点の出融資残高 11 兆 1,106 億円に加え、平成 21・22 年度の出融資計画（1 兆 8,170 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 40 年間を分析期間としています。

## **5. 経営上の重要な契約等**

該当するものではありません。

### 第3 設備の状況

#### 1. 設備投資等の概要

平成21年度は合計で3,610百万円の設備等支出を行いました。また、平成21年度中に処分した設備等の平成20年度末帳簿価額合計は2,818百万円となっております。

#### 2. 主要な設備の状況（平成21年度末）

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都新宿区他	347,121.21 m <sup>2</sup>	32,661	38,361	2,660	0	73,681

#### 3. 設備の新設、除却等の計画

平成22年度において、当機構の主要な設備等への支出・除却計画はありません。

## 第4 発行者の状況

### 1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 17 年度末	—	88,508	—
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
平成 21 年度末	127,300	7,601,489	

(注) 当機構は、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受け入れております。

上記の表において、平成 17 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 17 年度末	174,400	7,065,644	政府（一般会計）からの出資
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

## 2. 役員状況（平成22年12月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日  (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成 3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長
副理事長	大島 賢三	平成19年10月1日	昭和42年 外務省入省 平成 9年 経済協力局長 平成15年 特命全権大使 オーストラリア国駐劔 平成16年 特命全権大使 国際連合日本政府代表部 常駐代表 平成19年 独立行政法人国際協力機構副理事長
理事	橋本 栄治	平成19年10月1日  (再任)	昭和49年 海外技術協力事業団入団 平成11年 国際協力事業団ケニア事務所長 平成13年 国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成19年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	新井 泉	平成20年10月1日  (再任)	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	恒川 恵市	平成20年10月1日  (再任)	平成3年 東京大学教養学部教授 平成8年 東京大学大学院総合文化研究科教授 平成20年 政策研究大学院大学教授 平成20年 独立行政法人国際協力機構顧問 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	黒田 篤郎	平成21年8月1日	昭和57年 通商産業省入省 平成15年 日本貿易振興会バンコック・センター所長 平成18年 通商政策局国際経済課長 平成19年 通商政策局通商交渉官 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	高島 泉	平成21年8月1日	昭和54年 農林水産省入省 平成15年 生産局総務課長 平成17年 中国四国農政局次長 平成19年 独立行政法人水産総合研究センター理事 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	佐々木 弘世	平成22年1月1日	昭和51年 国際協力事業団入団 平成13年 国際協力事業団人事部人事課長 平成16年 独立行政法人国際協力機構経済開発部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事



理事	粗 信仁	平成22年2月25日	昭和50年 平成13年 平成15年 平成19年 平成22年	林野庁入庁 外務省大臣官房参事官 独立行政法人国際協力機構総務部長 在シドニー日本国総領事館総領事 独立行政法人国際協力機構理事
理事	小寺 清	平成22年4月1日	昭和49年 平成16年 平成17年 平成18年 平成22年	大蔵省入省 財務省国際局次長 財務省副財務官 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会 事務局長 独立行政法人国際協力機構理事
監事	金丸 守正	平成19年10月1日  (再任)	昭和48年 平成15年 平成16年 平成17年 平成19年	海外技術協力事業団入団 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研 修所長 独立行政法人国際協力機構アジア第一部長 独立行政法人国際協力機構人事部長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	松尾 庄一	平成21年8月25日	昭和51年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年	警察庁採用 警察庁長官官房政策評価審議官 愛知県警察本部長 近畿管区警察局長 独立行政法人国際協力機構監事

### **3. コーポレート・ガバナンスの状況**

#### **(1) 法による規制**

当機構の主務大臣（12 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（12 ページ）をご参照下さい。

#### **(2) 業務運営の評価**

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けています。これに先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については 12 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、独法評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

#### **(3) 内部管理等の体制**

##### **(理事会の運営)**

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

##### **(監事監査)**

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。

##### **(内部監査について)**

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

##### **(コンプライアンス態勢について)**

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

##### **(役員報酬について)**

当機構が平成 21 年度において役員に支払った報酬額は総額で 226, 191 千円です。

#### (4) リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力におけるリスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書43～51ページをご参照ください。

## **第5 経理の状況**

当機構は平成20年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継した為、下記「1-2. 平成20事業年度財務諸表」には、これら承継した業務の平成20年10月1日以降に関する計数が含まれております。参考迄に、旧JBICの財務諸表（下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」及び下記「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」も併せて記載します。

### **1. 当機構の財務諸表**

当機構の財務諸表は、通則法第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

（注）当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。


## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日


独立行政法人 国際協力機構  
理事長 緒方貞子 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

菅田 裕之 

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成22年4月1日から平成22年9月30日までの第8期事業年度半期の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書について中間監査を行った。この有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書（以下「有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して利害関係者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、当監査法人が実施した中間監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

当監査法人は上記の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態及び運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



JICA(OS)第11-24002号  
平成22年11月24日

独立行政法人国際協力機構  
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 金丸 守正  
監事 松尾 庄一



平成22事業年度国際協力機構有償資金協力勘定  
上半期決算に関する監事意見書

国際協力機構法(平成14年法律第136号)第28条第1項の規定により、国際協力機構有償資金協力勘定の平成21事業年度上半期(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の決算について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、同項の規定により作成された財務諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書)に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構有償資金協力勘定の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上

〔財務諸表〕

財 産 目 録

(平成22年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

流動資産	11,012,915,318,610	
現金及び預金	54,597,001,733	普通預金・当座預金 三菱東京UFJ銀行
貸付金	11,027,318,769,601	1,851 口
貸倒引当金	△ 126,544,105,420	
前渡金	5,897,651,914	
前払費用	87,360,005	
未収収益	51,202,073,796	
未収貸付金利息	50,670,697,882	当半期末における未収貸付金利息
未収コミットメントチャージ	530,173,324	当半期末における未収コミットメントチャージ
未収受取利息	1,202,590	当半期末における未収受取利息
未収入金	175,373,857	
立替金	16,114,045	
算定割当量	165,079,079	
固定資産	129,498,709,313	
有形固定資産	10,650,945,734	
建物	2,250,906,599	8 棟 (延 11,809.84㎡)
構築物	38,624,281	21 点
機械装置	52,802,657	24 点
車両運搬具	145,419,223	126 点
工具器具備品	381,119,947	172 点
土地	7,782,073,027	6 箇所 (8,947.93㎡)
無形固定資産	158,447	
商標権	158,447	1 口
投資その他の資産	118,847,605,132	
投資有価証券	6,026,483,847	5 口
関係会社株式	111,773,789,193	9 口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	24,560,163,303	8 口
貸倒引当金	△ 24,558,625,770	
差入保証金	1,045,794,559	120 点
合計	11,142,414,027,923	

貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金			54,597,001,733	
貸付金	11,027,318,769,601			
貸倒引当金	△ 126,544,105,420		10,900,774,664,181	
前渡金			5,897,651,914	
前払費用			87,360,005	
未収収益				
未収貸付金利息	50,670,697,882			
未収コミットメントチャージ	530,173,324			
未収受取利息	1,202,590		51,202,073,796	
未収入金			175,373,857	
立替金			16,114,045	
算定割当量			165,079,079	
流動資産合計				11,012,915,318,610

II 固定資産

1 有形固定資産

建物		3,254,154,080		
減価償却累計額	△ 328,032,684			
減損損失累計額	△ 675,214,797		2,250,906,599	
構築物		59,484,145		
減価償却累計額	△ 9,189,396			
減損損失累計額	△ 11,670,468		38,624,281	
機械装置		191,830,671		
減価償却累計額	△ 36,740,334			
減損損失累計額	△ 102,287,680		52,802,657	
車両運搬具		212,045,304		
減価償却累計額	△ 66,626,081		145,419,223	
工具器具備品		707,075,572		
減価償却累計額	△ 325,955,625		381,119,947	
土地		13,873,270,000		
減損損失累計額	△ 6,091,196,973		7,782,073,027	
有形固定資産合計			10,650,945,734	

2 無形固定資産

商標権			158,447	
無形固定資産合計			158,447	

3 投資その他の資産

投資有価証券			6,026,483,847	
関係会社株式			111,773,789,193	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権		24,560,163,303		
貸倒引当金	△ 24,558,625,770		1,537,533	
差入保証金			1,045,794,559	
投資その他の資産合計			118,847,605,132	
固定資産合計				129,498,709,313

資産合計

11,142,414,027,923



負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定財政融資資金借入金	379,337,478,000	
未払金	273,126,144	
未払費用	12,126,197,524	
金融派生商品	4,899,437,361	
リース債務	149,553,774	
預り金	32,614,725	
賞与引当金	238,765,510	
仮受金	14,253,165	
流動負債合計		397,071,426,203

II 固定負債

債券	120,000,000,000	
財政融資資金借入金	2,213,095,475,000	
長期リース債務	117,386,626	
退職給付引当金	7,523,652,936	
資産除去債務	68,966,590	
固定負債合計		2,340,805,481,152
負債合計		2,737,876,907,355

純資産の部

I 資本金

政府出資金	7,557,155,785,510	
資本金合計		7,557,155,785,510

II 利益剰余金

準備金	779,251,583,517	
当期末処分利益	72,990,406,490	
(うち当期総利益)	(72,990,406,490)	
利益剰余金合計		852,241,990,007

III 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△ 131,026,285	
繰延ヘッジ損益	△ 4,729,628,664	
評価・換算差額等合計		△ 4,860,654,949

純資産合計 8,404,537,120,568

負債純資産合計 11,142,414,027,923

# 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日～平成22年9月30日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

## 経常費用

### 有償資金協力業務関係費

債券利息	1,068,627,753	
借入金利息	21,657,170,981	
金利スワップ支払利息	429,661,774	
業務委託費	2,214,855,764	
債券発行費	193,086,414	
外国為替差損	21,889,566	
人件費	1,676,145,421	
賞与引当金繰入	39,279,004	
退職給付費用	308,670,803	
物件費	4,420,153,142	
減価償却費	223,034,951	
税金	85,415,544	
投資有価証券評価等損	23,989,680	
関係会社株式評価等損	747,632,068	
利息費用	181,935	
その他経常費用	5,852,690	33,115,647,490
経常費用合計		

33,115,647,490

## 経常収益

### 有償資金協力業務収入

貸付金利息	104,833,328,451	
国債等債券利息	4,368,819	
受取配当金	2,157,510,600	
貸付手数料	783,273,717	
貸倒引当金戻入	4,870,977,369	112,649,458,956

### 財務収益

受取利息	6,161,220	6,161,220

### 雑益

償却債権取立益	168,380,357	221,414,116

### 経常収益合計

### 経常利益

113,045,414,649

79,929,767,159

## 臨時損失

### 減損損失

### 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額

6,929,933,328

9,427,341

6,939,360,669

## 当期純利益

72,990,406,490

## 当期総利益

72,990,406,490

## 重要な会計方針

### 【有償資金協力勘定】

#### 1 減価償却の会計処理方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～46年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

#### 2 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

#### 3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

#### 4 引当金等の計上根拠及び計上基準

##### 貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### 5 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

##### (2) その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

## 6 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 8 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 9 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸付金とヘッジ手段である金利スワップを特定し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日及び想定元本に差異がないかを基礎として判断しております。

## 10 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## 11 重要な会計方針の変更

当半期より、独立行政法人会計基準（独立行政法人会計基準の改訂について（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成22年3月30日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成22年4月））を適用しております。

### (1) 持分法に関する会計基準

上記改訂に伴い、当半期より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」

（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。これによる損益への影響はありません。

### (2) 資産除去債務に関する会計基準

上記改訂に伴い、当半期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は7,036,128円、当期純利益は16,463,469円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は68,784,655円であります。

## 注記事項

### 【有償資金協力勘定】

## 貸借対照表関係

### 1 連帯債務

当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	1,000,000,000,000	円
政府保証外債	5,900,000,000	ドル
	1,250,000,000	ユーロ

### 2 固定資産減損関係

減損を認識した固定資産

#### (1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

以下の資産について減損を認識しております。

(単位:円)

資産名称	用途	場所	種類	減損前帳簿価額	当期減損損失額
竹橋合同ビル	事務所	東京都千代田区	建物	849,195,195	675,214,797
			構築物	14,677,560	11,670,468
			機械装置	128,643,813	102,287,680
			土地	10,671,270,000	6,091,196,973
			建設仮勘定	49,563,410	49,563,410
			合計	11,713,349,978	6,929,933,328

#### (2) 減損の認識に至った経緯

竹橋合同ビルについては、平成 21 年度において「通常のオフィス」としての利用から「移転のための暫定的な利用」に使用方法を変更したことに伴い、減損の兆候を認めておりましたが、平成 21 年度末においては変更した使用方法に沿った使用が継続されていることから、減損の認識は行っておりませんでした。当期において「移転のための暫定的な利用」が終了したため、建物、構築物、機械装置、土地及び建設仮勘定の帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

#### (3) 回収可能サービス価額の算出方法の概要

回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は第三者による評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

### 3 融資未実行残高

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲ま

でとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は3,938,906,855,303円であります。

## 金融商品の状況に関する事項

### 1 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定は、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、財投機関債の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理（ALM）の観点から、金利変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

### 2 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定が保有する金融資産は、開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券、投資有価証券及び関係会社株式は、主に債券、株式であり、満期保有目的及び政策推進目的で保有しております。これらは、それぞれ、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で有償資金協力勘定が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

### 3 金融商品に係るリスク管理体制

#### (1) 信用リスクの管理

有償資金協力勘定は、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各地域部のほか審査部及び情報政策部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体の信用リスクに関しては、民間連携室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

#### (2) 市場リスクの管理

##### i. 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

##### ii. 価格変動リスクの管理

保有している株式は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財

務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、情報政策部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定は、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

(4) デリバティブ取引の管理

金利スワップ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

**金融商品の時価等に関する事項**

当半期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	11,027,318,769,601		
貸倒引当金	△126,544,105,420		
	10,900,774,664,181	10,931,030,428,533	30,255,764,352
(2) 投資有価証券及び関係会社株式			
その他有価証券	6,026,483,847	6,026,483,847	0
関係会社株式	111,773,789,193	111,773,789,193	0
(3) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	24,560,163,303		
貸倒引当金	△24,558,625,770		
	1,537,533	1,537,533	0
(4) 財政融資資金借入金(1年以内償還予定を含む)	(2,592,432,953,000)	(2,719,543,387,394)	(127,110,434,394)
(5) デリバティブ取引	(4,899,437,361)	(4,899,437,361)	0

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

- ② 投資有価証券及び関係会社株式  
 投資有価証券については、取得価額を時価としておりますが、純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得価額の 50%未満となった場合には、下落部分について強制評価減を実施しております。  
 関係会社株式については、取得価額を時価としておりますが、純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得価額よりも下落した場合には、当該算定額をもって時価としております。
- ③ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権  
 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- ④ 財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）  
 財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ⑤ デリバティブ取引  
 デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。

## 退職給付関係

### (1) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

	平成 22 年度上半期末
(1) 退職給付債務	△10,284,450,638
(2) 年金資産	2,760,797,702
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△7,523,652,936
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△7,523,652,936
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△7,523,652,936

### (2) 退職給付費用の内訳 (単位：円)

	平成 22 年度上半期
(1) 勤務費用	276,405,045
(2) 利息費用	69,736,416
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	0
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△37,470,658



(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 22 年度上半期
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1 年
(4) その他（会計基準変更時差異の処理年数）	1 年

### 資産除去債務関係

当機構は、本部ビルについて建物賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間には契約期間を用い5年間、割引率は0.529%を採用しております。

当事業年度において、会計基準適用に伴い資産除去債務に計上した金額は68,784,655円であり、当半期末における資産除去債務残高は、上記金額68,784,655円と時の経過による資産除去債務の調整額181,935円の合計68,966,590円です。

### 持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりです。

(1) 関連会社に対する投資の金額	113,313,206,157 円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	114,000,572,390 円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,285,987,972 円

### 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

### 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

【有償資金協力勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残高	備考
							当期償却額	当期損益内	当期損益外			
有形固定資産 (償却費損益内)	建 物	3,198,002,323	61,394,137	5,242,380	3,254,154,080	328,032,684	100,668,225	675,214,797	675,214,797	0	2,250,906,599	
	構 築 物	59,484,145	0	0	59,484,145	9,189,396	2,372,258	11,670,468	11,670,468	0	38,624,281	
	機 械 装 置	191,830,671	0	0	191,830,671	36,740,334	9,229,750	102,287,680	102,287,680	0	52,802,657	
	車 両 運 搬 具	199,705,123	12,340,181	0	212,045,304	66,626,081	19,585,727	0	0	0	145,419,223	
	工 具 器 具 備 品	690,992,127	16,083,445	0	707,075,572	325,955,625	91,170,652	0	0	0	381,119,947	
	計	4,340,014,389	89,817,763	5,242,380	4,424,589,772	766,544,120	223,026,612	789,172,945	789,172,945	0	2,868,872,707	
非償却資産	土 地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	6,091,196,973	6,091,196,973	0	7,782,073,027	
	建 設 仮 勘 定	49,563,410	0	49,563,410	0	0	0	49,563,410	0	0	0	
	計	13,922,833,410	0	49,563,410	13,873,270,000	0	0	6,091,196,973	6,140,760,383	0	7,782,073,027	
有形固定資産合計	建 物	3,198,002,323	61,394,137	5,242,380	3,254,154,080	328,032,684	100,668,225	675,214,797	675,214,797	0	2,250,906,599	
	構 築 物	59,484,145	0	0	59,484,145	9,189,396	2,372,258	11,670,468	11,670,468	0	38,624,281	
	機 械 装 置	191,830,671	0	0	191,830,671	36,740,334	9,229,750	102,287,680	102,287,680	0	52,802,657	
	車 両 運 搬 具	199,705,123	12,340,181	0	212,045,304	66,626,081	19,585,727	0	0	0	145,419,223	
	工 具 器 具 備 品	690,992,127	16,083,445	0	707,075,572	325,955,625	91,170,652	0	0	0	381,119,947	
	土 地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	6,091,196,973	6,091,196,973	0	7,782,073,027	
	建 設 仮 勘 定	49,563,410	0	49,563,410	0	0	0	49,563,410	0	0	0	
計	18,262,847,799	89,817,763	54,805,790	18,297,859,772	766,544,120	223,026,612	6,880,369,918	6,929,933,328	0	10,650,945,734		
無形固定資産 (償却費損益内)	商 標 権	166,786	0	0	166,786	8,339	8,339	0	0	0	158,447	
	計	166,786	0	0	166,786	8,339	8,339	0	0	0	158,447	
無形固定資産合計	商 標 権	166,786	0	0	166,786	8,339	8,339	0	0	0	158,447	
	計	166,786	0	0	166,786	8,339	8,339	0	0	0	158,447	
投資その他の資産	投 資 有 価 証 券	6,226,279,949	76,255,967	276,052,069	6,026,483,847	0	0	0	0	0	6,026,483,847	
	関 係 会 社 株 式	112,521,421,261	791,784,896	1,539,416,964	111,773,789,193	0	0	0	0	0	111,773,789,193	
	破 産 債 権、再 生 債 権、更 生 債 権 其 他 此 等 に 準 ず る 債 権	24,557,275,808	2,887,495	0	24,560,163,303	0	0	0	0	0	24,560,163,303	
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△ 24,557,275,808	△ 1,349,962	0	△ 24,558,625,770	0	0	0	0	0	△ 24,558,625,770	
	長 期 前 払 費 用	516,620	0	516,620	0	0	0	0	0	0	0	
	差 入 保 証 金	1,067,471,701	2,010,622	23,687,764	1,045,794,559	0	0	0	0	0	1,045,794,559	
	計	119,815,689,531	871,589,018	1,839,673,417	118,847,605,132	0	0	0	0	0	118,847,605,132	

## (2) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	銘柄	取得価額	純資産に持分割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要	
関係会社株式	スマトラパルプ株式会社	2,758,289,455	1,649,370,472	1,649,370,472	△ 1,083,796,729		
	日本シンガポール石油化学株式会社	5,850,525,774	5,906,712,130	5,850,525,774	0		
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	6,718,799,123	6,718,799,123	336,164,661		
	サウディ石油化学株式会社	29,079,522,477	29,607,477,539	29,079,522,477	0		
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,687,879,781	2,436,204,983	0		
	日伯紙パルプ資源開発株式会社	15,010,803,073	16,356,755,091	15,010,803,073	0		
	日本アサハンアルミニウム株式会社	25,024,662,250	25,024,662,250	25,024,662,250	0		
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	26,002,629,979	26,047,644,942	26,002,629,979	0		
	タイリカバリーファンド	1,271,062	1,271,062	1,271,062	0		
	合計	113,313,206,157	114,000,572,390	111,773,789,193	△ 747,632,068		
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
	日本ウジミナス株式会社	5,267,620,814	5,267,620,814	5,267,620,814	0	0	
	国際連合大学信託基金	154,336,600	154,336,600	154,336,600	0	0	
	世銀炭素基金	268,593,226	222,573,551	222,573,551	0	△ 46,019,675	
	地方企業育成基金	130,702,914	110,293,150	110,293,150	0	△ 20,409,764	
	メキシコ環境基金	336,256,578	271,659,732	271,659,732	0	△ 64,596,846	
合計	6,157,510,132	6,026,483,847	6,026,483,847	0	△ 131,026,285		
貸借対照表計上額合計			120,027,056,237	117,800,273,040		△ 131,026,285	

## (3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
貸付金	11,054,311,986,607	276,910,559,868	303,903,776,874	0	11,027,318,769,601	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	24,557,275,808	2,887,495	0	0	24,560,163,303	
合 計	11,078,869,262,415	276,913,447,363	303,903,776,874	0	11,051,878,932,904	

(4) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
財政融資資金借入金	2,730,170,482,000	62,000,000,000	199,737,529,000	2,592,432,953,000 (379,337,478,000)	1.585	2011年3月 ～2035年8月	

※ ( ) 内は1年以内償還予定のもの。

## (5) 債券の明細

(単位：円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
第1回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000 (0)	2.470	2028年9月	
第2回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000 (0)	2.341	2029年6月	
第3回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000 (0)	2.134	2029年12月	
第4回国際協力機構債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000 (0)	2.079	2030年6月	
第5回国際協力機構債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000 (0)	1.918	2030年9月	
計	80,000,000,000	40,000,000,000	0	120,000,000,000 (0)			

※ ( ) 内は1年以内償還予定のもの。

## (6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	199,486,506	238,765,510	199,486,506	0	238,765,510	

## (7) 貸付金等に対する貸倒引当金

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
貸付金	11,054,311,986,607	△ 26,993,217,006	11,027,318,769,601	131,415,082,789	△ 4,870,977,369	126,544,105,420	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	24,557,275,808	2,887,495	24,560,163,303	24,557,275,808	1,349,962	24,558,625,770	
合 計	11,078,869,262,415	△ 26,990,329,511	11,051,878,932,904	155,972,358,597	△ 4,869,627,407	151,102,731,190	

## (8) 退職給付引当金

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	10,110,069,706	346,141,461	171,760,529	10,284,450,638	
退職一時金に係る債務	3,225,701,704	155,249,637	69,959,948	3,310,991,393	
厚生年金基金に係る債務	6,884,368,002	190,891,824	101,800,581	6,973,459,245	
未認識過去勤務債務及び未認識 数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	2,738,842,638	123,755,645	101,800,581	2,760,797,702	
退職給付引当金	7,371,227,068	222,385,816	69,959,948	7,523,652,936	

(9) 資産除去債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
建物賃貸契約等に基づく原状回復義務	0	68,966,590	0	68,966,590	



## (10) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債〈公募〉	24	1,050,000,000,000	0	0	1	50,000,000,000	23	1,000,000,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロドル債〈公募〉)	6	3,900,000,000	0	0	2	1,500,000,000	4	2,400,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (グローバルドル債〈公募〉)	3	3,500,000,000	0	0	0	0	3	3,500,000,000	

(単位：ユーロ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロユーロ債〈公募〉)	2	1,250,000,000	0	0	0	0	2	1,250,000,000	

(単位：パーツ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (タイパーツ債〈公募〉)	1	3,000,000,000	0	0	1	3,000,000,000	0	0	

※当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

( 1 1 ) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	政府出資金	7,518,155,785,510	39,000,000,000	0	7,557,155,785,510	出資金受入による増加

## (12) 積立金等の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
個別法第31条第5項準備金	590,585,291,674	188,666,291,843	0	779,251,583,517	平成21年度利益 処分による増加

## (13) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	22,748	13	1,252	1
職員	(2,874)	(14)	(-)	(0)
	1,739,682	1,668	68,708	20
合計	(2,874)	(14)	(-)	(0)
	1,762,430	1,681	69,960	21

## (注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

## 2 職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

## 3 支給人員数

報酬又は給与の支給人数については、期中の平均支給人員数により記載しております。

## 4 その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(14) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

物件費 (単位：円)

区 分	金 額
業務諸費	1,306,134,908
情報システム関係費	431,129,683
不動産賃借料	461,718,436
旅費交通費	508,385,082
その他経費	1,712,785,033
合 計	4,420,153,142

(15) 関連会社の明細

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	日本アサハナルミニウム株式会社	PT Indonesia Asahan Aluminium
業務概要	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬
役員氏名	役員数13名 代表取締役社長 松本 基弘 専務取締役 春田 弘司 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 (出資) → 日本アサハナルミニウム (株)</p>	<p>国際協力機構 (出資) → PT Indonesia Asahan Aluminium</p>
資産	60,473,678,310円	-
負債	10,424,353,810円	-
資本金	99,985,000,000円	-
利益剰余金	△49,935,675,500円	-
営業収入	690,570,605円	-
経常損益	0円	-
当期損益	0円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	△49,935,675,500円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：99,985,000株</li> <li>・取得価額：25,024,662,250円</li> <li>・貸借対照表計上額：25,024,662,250円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：アルミニウム製錬事業の事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1975年12月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社	Karnaphuli Fertilizer Company Limited
業務概要	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 遠藤 剛 代表取締役副社長 臼居 一英 (旧国際協力銀行 国際審査部次長) 監査役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre>           graph LR             A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[カフコジャパン投資(株)]           </pre>	<pre>           graph TD             A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[カフコジャパン投資(株)]             B -- (出資) --&gt; C[Karnaphuli Fertilizer Company Limited]           </pre>
資産	9,360,404,251円	-
負債	249,823,045円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	4,086,681,206円	-
営業収入	4,261,760,038円	-
経常損益	4,107,349,171円	-
当期損益	3,073,413,061円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	3,706,874,366円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：46,606株</li> <li>・取得価額：2,436,204,983円</li> <li>・貸借対照表計上額：2,436,204,983円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1990年7月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本アマゾンアルミニウム株式会社	サウディ石油化学株式会社
業務概要		アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	アルジェバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名		役員数15名 代表取締役社長 柴崎 徹也 監査役 河野 善彦 (旧国際協力銀行 理事)	役員数17名 取締役会長 佐藤 寛樹 常務取締役 酒井 陽三 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図		 国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)	 国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)
資産		61,026,391,358円	103,398,717,548円
負債		3,036,001,705円	23,602,526,599円
資本金		57,350,000,000円	56,800,000,000円
利益剰余金		640,389,653円	22,996,190,949円
営業収入		489,903,554円	47,071,848,366円
経常損益		18,815,672円	8,578,902円
当期損益		10,609,572円	△57,985,462円
当期末処分利益 (当期末処理損失)		19,862,653円	908,298,171円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> <li>株式数：51,520,000株</li> <li>取得価額：26,002,629,979円</li> <li>貸借対照表計上額：26,002,629,979円</li> <li>根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金</li> <li>当初出資年月日：1978年8月29日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式数：2,107,500株</li> <li>取得価額：29,079,522,477円</li> <li>貸借対照表計上額：29,079,522,477円</li> <li>根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金</li> <li>当初出資年月日：1981年6月17日</li> </ul>
債権・債務の明細		該当なし	該当なし
債務保証の明細		該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	該当なし